令８．１１．１０
証　９　－　１

説　明　資　料

〔租税特別措置の検証（中小企業税制）〕

令和８年１１月１０日（火）

財　務　省

主な中小企業向け租特（令和８年度末に適用期限を迎えるもの）

税制	内容	適用件数	減収額等（注３）
軽減税率の特例	中小法人等の所得800万円以下の部分について、**法人税率を19%から15%に引下げ（▲4%）**。 ※　租特のみならず、法人税法（本則）により、23.2%から19%に引下げ。 ※　令和７年４月１日以後開始する事業年度において、所得金額が年10億円を超える事業年度については税率17%。	約111万件	約1,885億円
賃上げ促進税制 ※中小企業向け措置	賃上げや雇用者数の増加などにより、雇用者への給与等支給額が一定割合増加した場合、**給与等増加分の15%～最大35%の税額控除**を認める措置。 雇用者給与等支給額 ＋1.5% ⇒ 税額控除率 15% 〃 ＋2.5% ⇒ 税額控除率 ＋15% 女性活躍・子育て支援の認定 ⇒ 税額控除率 ＋5%	約27.5万件	約5,430億円（注４）
中小企業投資促進税制	中小企業の幅広い設備投資に対して、**特別償却又は税額控除**を認める措置。　※**設備投資を行う前の計画認定等は不要**	約5.4万件	約566億円
中小企業経営強化税制	中小企業等経営強化法における**「経営力向上計画」の認定**に**基づく設備投資**に対して、**即時償却又は税額控除**を認める措置 （生産性向上、収益力強化、経営資源集約化、経営規模拡大の４類型）	約2.1万件	約858億円

（注１）軽減税率の特例については、協同組合等や公益法人等などにも適用される。
（注２）上記の租税特別措置の適用を受けるための要件として、課税所得（過去３年間平均）が15億円以下であることが必要（平成31年４月より適用）。
（注３）減収額は、「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」（令和６年度）を基に試算した減収額（実績推計）。
（注４）賃上げ促進税制に係る減収額等は、令和６年度の適用額約3,330億円（中小企業向け措置の適用分）に加えて、令和６年度税制改正で措置された繰越控除制度に係る減収額見込み約2,100億円（平年度減収額）を単純合算したもの。なお、適用件数約27.5万件は、令和６年度の適用額約3,330億円の適用件数であることに留意。

前回（第７回 税制のEBPMに関する専門家会合）における主なご意見

総論

○　中小企業税制のように**企業規模（サイズ）に応じた、行動変容にも繋がらない、幅広い減税措置には副作用**があるため、**望ましくない政策というのが標準的理解**であり、**慎重になるべき**。

○　副作用とは、今は赤字だが**若くて成長力のある企業の参入や成長を抑え**てしまい、**経済全体の生産性・新陳代謝を落としてしまう**こと。

○　**中小企業庁の「稼ぐ力」強化戦略の方向性には賛同**する。他方、それと**現行の中小企業税制は整合的でない**。

賃上げ促進税制

○　**財務省の全数データに基づくバンチング分析**は画期的で、中小企業等のアンケートと比べてサンプルサイズが桁違いであることから、**信頼に足る**。その分析では、**税制の閾値でバンチングがみられないことから**、**経済的に意味ある政策効果は無い**と言ってよい。**行動変容に繋がっていない。**

○　大企業向けの措置は、バンチングがみられず政策効果が無かったため、廃止を決めた。中小企業向け措置についても、**廃止が適当**である。

○　中小企業庁の「差の差分析」は、**アンケートベースであることや、適用企業と非適用企業の比較**になっていることなど、妥当性に疑念。**ポリシーありきの分析**ではないか。

前回（第７回 税制のEBPMに関する専門家会合）におけるご意見

軽減税率の特例

○　**軽減税率の特例**のような**幅広い減税措置には副作用**があり、**若くて成長力のある企業の参入や成長を妨げ**、**経済全体の生産性・新陳代謝を落としてしまう**。

○　**リーマン・ショック対応**として導入された措置が**長期間続いている**ことは、非常に大きな問題であり、**世界的にみても異常**。リーマン・ショック対応として導入された元々のいきさつから、ロジックモデルを変えて**ダラダラと延長するのではなく、仕切り直すべき**。

○　リーマン・ショック時とは異なり、**中小企業の資金繰り環境は既に正常化**しており、**本来は廃止が適当**。

投資促進税制

※中小企業投資促進税制・中小企業経営強化税制

○　労働供給制約社会において、**中小企業の稼ぐ力を高める**ことは重要。設備投資促進は重要だが、**現行の税制**は、**基準が緩すぎて生産性向上に繋がっていない**疑念があり、**インセンティブ機能を強化**する必要。

○　経営強化税制の**A類型**について、新しい機械を更新すれば大概１％以上は上がるはずであり、**基準が緩すぎる**。

総　論

前回（第７回 税制のEBPMに関する専門家会合）における主なご意見（再掲）

総論

○　中小企業税制のように**企業規模（サイズ）に応じた、行動変容にも繋がらない、幅広い減税措置には副作用**があるため、**望ましくない政策というのが標準的理解**であり、**慎重になるべき**。

○　副作用とは、今は赤字だが**若くて成長力のある企業の参入や成長を抑え**てしまい、**経済全体の生産性・新陳代謝を落としてしまう**こと。

○　**中小企業庁の「稼ぐ力」強化戦略の方向性には賛同**する。他方、それと**現行の中小企業税制は整合的でない**。

賃上げ促進税制

○　**財務省の全数データに基づくバンチング分析**は画期的で、中小企業等のアンケートと比べてサンプルサイズが桁違いであることから、**信頼に足る**。その分析では、**税制の閾値でバンチングがみられないことから**、**経済的に意味ある政策効果は無い**と言ってよい。**行動変容に繋がっていない。**

○　大企業向けの措置は、バンチングがみられず政策効果が無かったため、廃止を決めた。中小企業向け措置についても、**廃止が適当**である。

○　中小企業庁の「差の差分析」は、**アンケートベースであることや、適用企業と非適用企業の比較**になっていることなど、妥当性に疑念。**ポリシーありきの分析**ではないか。

（参考）税制上の「資本金１億円」基準等について

○　中小企業の「**資本金１億円**」の基準については、主に**執行の簡便性**等の観点を踏まえたもの。

（注）租税特別措置法（租特）では、昭和36年度改正で「合理化機械等の特別償却制度」に初めて資本金１億円以下の基準が用いられ、法人税法（本則）では、昭和41年度改正で軽減税率の対象を資本金１億円以下の法人に限定。以後、この基準が用いられている。

○　財務基盤の弱い中小企業を支援するという本来の趣旨を踏まえ、平成29年度改正では、中小企業向け租特の適用要件として、**課税所得（過去３年平均）が15億円以下**であることが追加（平成31年４月より適用）。

会計検査院　財務大臣・経済産業大臣に対する意見表示（平成22年10月26日）（抄）

多額の所得を得ていて財務状況が脆弱とは認められない中小企業者が、中小企業者に適用される特別措置の適用を受けている事態が見受けられたことから、財務省及び経済産業省において、地域経済の柱となり雇用の大半を担っている**財務状況が脆弱な中小企業者を支援するという当該特別措置の趣旨に照らして有効かつ公平に機能しているかの検証**を踏まえ、**中小企業者に適用される特別措置の適用範囲について検討**するなどの措置を講ずるよう意見を表示する。

平成28年度　与党税制改正大綱（抄）（平成27年12月16日）

１　デフレ脱却・日本経済再生に向けた税制措置

（１）成長志向の法人税改革

②　法人税制をめぐる諸課題

ハ　中小法人課税については、実態を丁寧に検証しつつ、**資本金１億円以下の法人に対して一律に同一の制度を適用していることの妥当性**について、検討を行う。**資本金以外の指標を組み合わせること等により、法人の規模や活動実態等を的確に表す基準に見直すことについて検討**する。

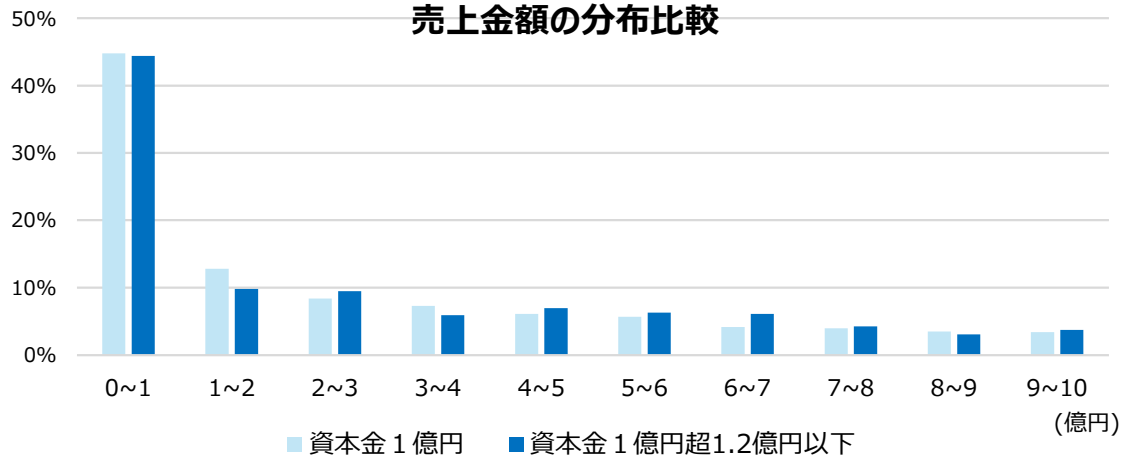
その上で、中小法人のうち７割が赤字法人であって一部の黒字法人に税負担が偏っていることや、大法人と中小法人の制度格差が拡大しており、中小法人が大法人へと成長していく意欲を損ないかねないことを踏まえ、中小法人向けの制度の全般にわたり、各制度の趣旨や経緯も勘案しながら、引き続き、幅広い観点から検討を行う。

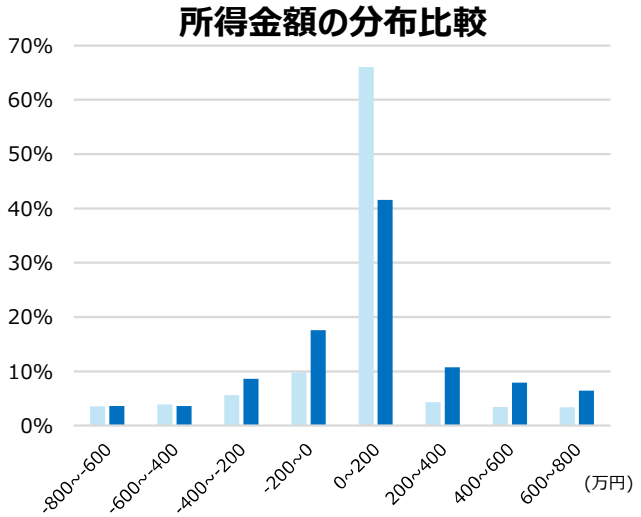
法人税額等と資本金額の分布

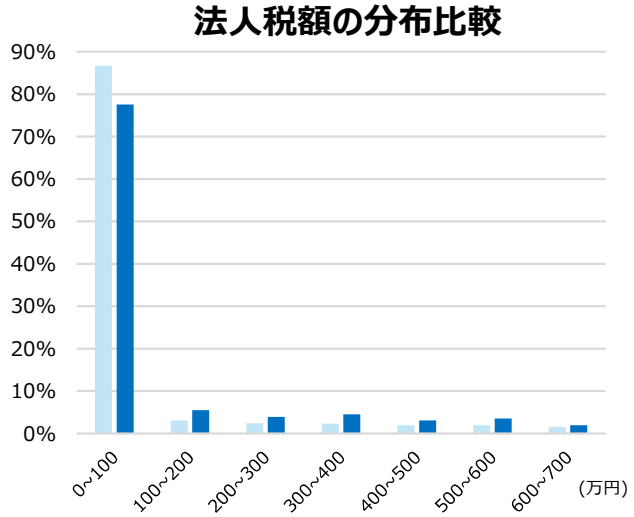
○ **資本金１億円ちょうどの中小企業**（左図・水色）は、**資本金１億円を少し上回る大企業**（1～1.2億円以下、左図・青色）**と比較**して、分布をみると、**売上の規模感は同程度**にもかかわらず、**所得金額や法人税額が０近傍の法人が多い**。

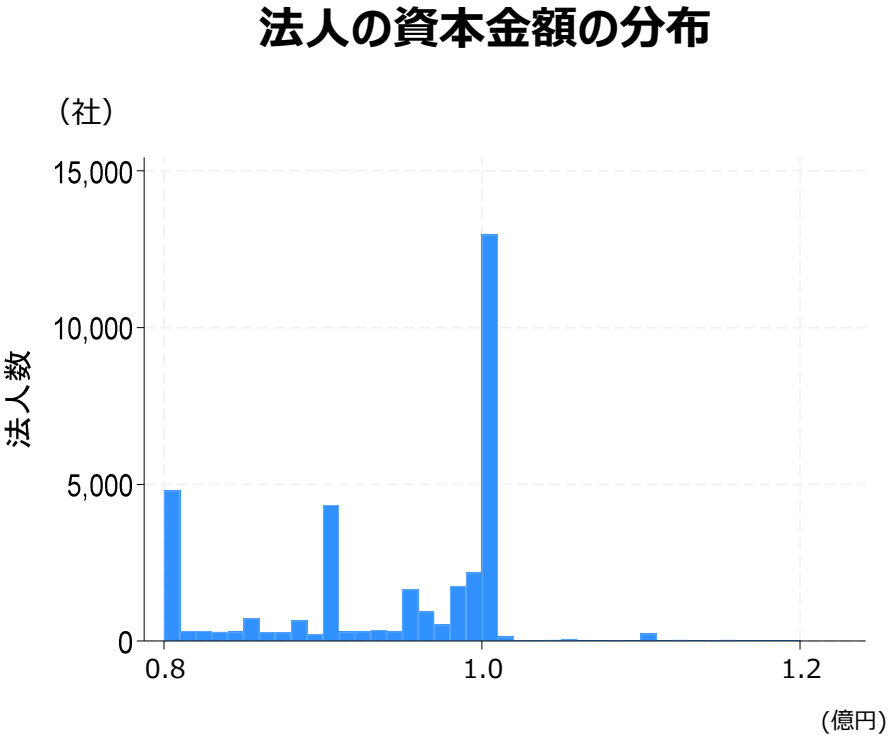
⇒ **小規模化のインセンティブ／大規模化のディスインセンティブ**へ。**公平性上の問題**も。

○ **資本金額の分布**を確認すると、**資本金１億円ちょうどに集積**。（右図）







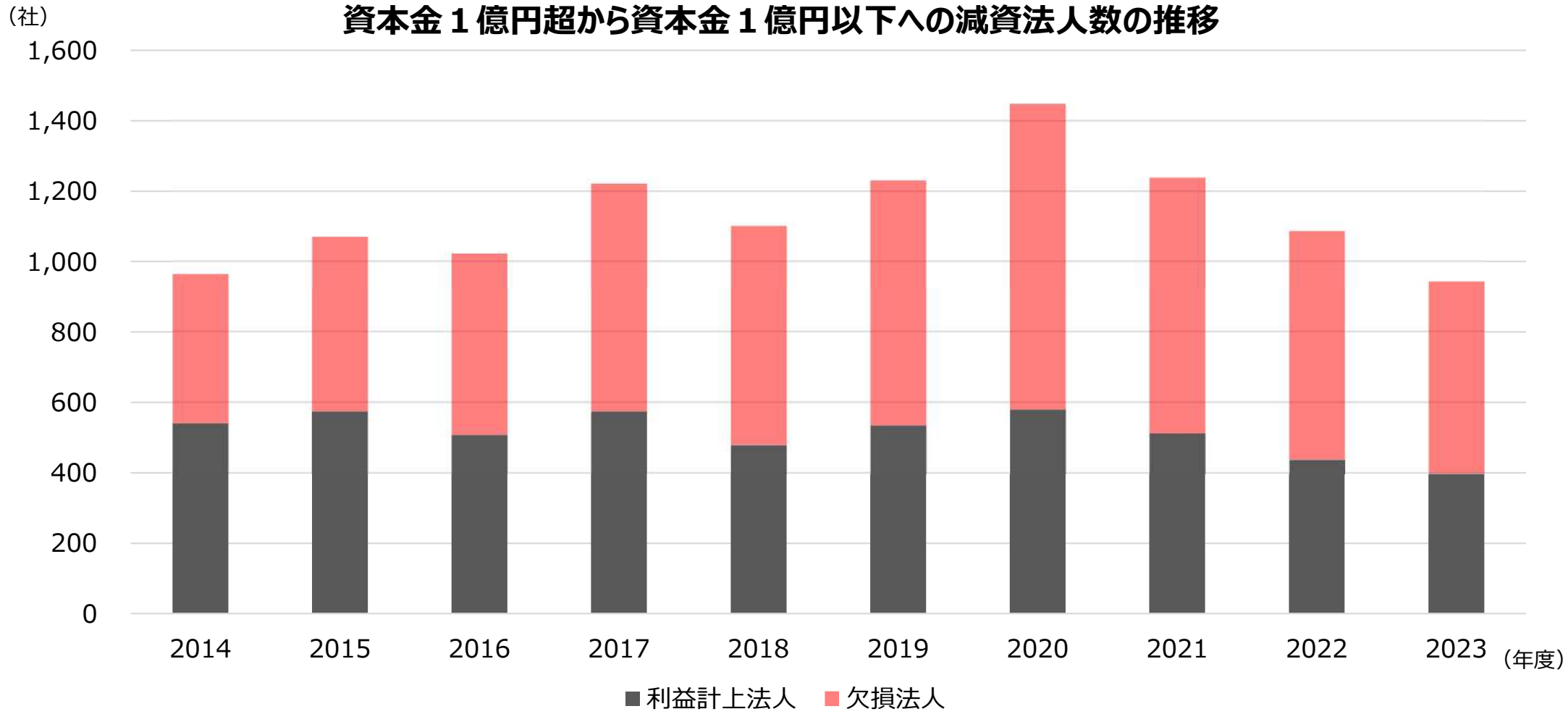


（注１）データは2024年度のもの。税制上の「非中小法人」に該当する法人は除く。
（注２）売上金額：範囲0～10億円（幅1億円）。所得金額：範囲 -800万～800万円（幅200万円）。法人税額：0～700万円（幅100万円）（以上、左図）。資本金額：範囲0.8～1.2億円、幅100万円（右図）
（出所）法人税の申告データを基に、財務省で作成。

資本金１億円以下への減資

○ **毎年度1,000社前後が資本金１億円以下へ減資**。そのうち、**約半数近くが利益計上法人**。

（※）税務データを用いた研究によると、資本金１億円以下の法人が翌年度に資本金１億円超に増資する遷移確率は極めて小さい旨の指摘もなされている。
（土居・別所・森（2023）「法人税申告書の個票データを用いた欠損法人等に関する実態分析」,国税庁税務大学校ディスカッションペーパー230300-02HJ）

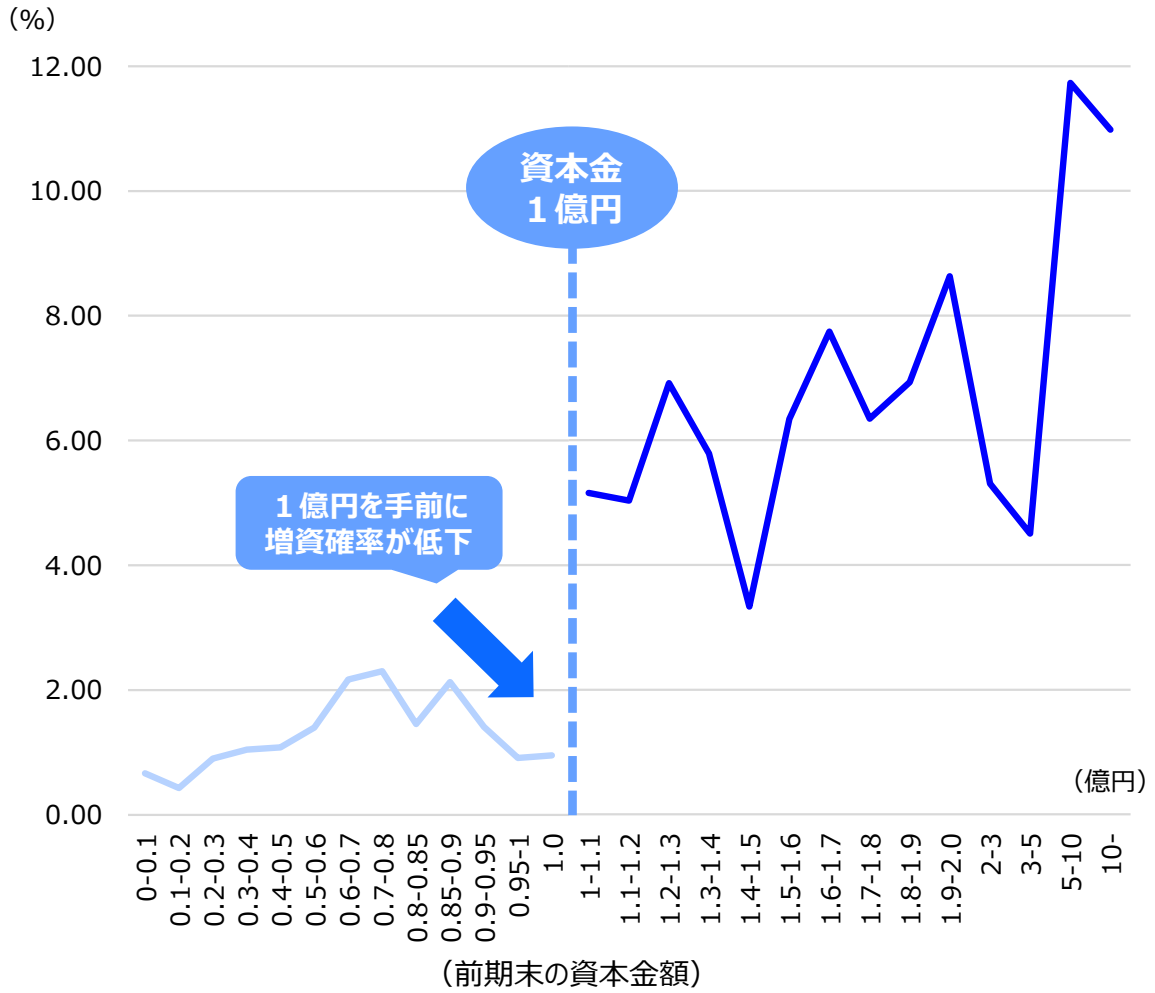


（出所）法人税の申告データを基に、財務省で作成。

増資を実施する確率

○　**資本金１億円以下では増資確率が低い**。さらに、**資本金１億円に近づくにつれ増資確率が低下**。

資本金階級別の増資確率



RIETIコラム（日本大学 鶴田教授）の概要

○　**資本金要件**が、**企業の行動を歪める**可能性がある。資本金を増加させると中小企業の資格を失い、各種の政策的便益を失うため、企業が意図的に資本金を一定水準以下に抑える**「成長抑制インセンティブ」**が生じうる。

○　法人企業統計を用いた**資本金増加確率に対する資本金レベルの影響**分析（Tsuruta 2020）は、企業が法人税法や旧中小企業基本法の一部の資本金要件である**資本金１億円に近づくほど資本金を増加させない**ことを示している。

○　また、**中小企業基本法改正に伴う資本金要件緩和を利用した分析**では、資本金要件の緩和は資本金増加確率に対して有意に正の影響を与えることが明らかになった。さらに、**資本金を増加させた企業は総資産変化率で測った成長率が高く、負債比率が低下する傾向**が確認された。これらの結果は、**資本金要件が企業成長を抑制する構造的要因**となっていた可能性を示している。

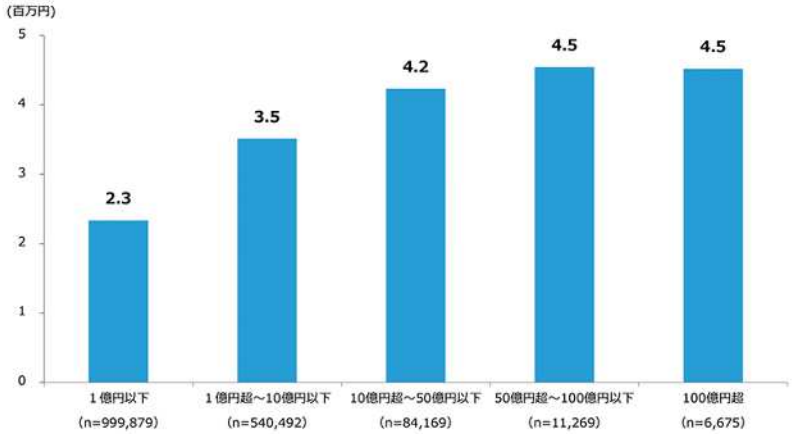
（注）2020年度～2024年度の５事業年度をサンプル期間とし、単体法人を対象に、翌年度に増資した企業の割合を期首の資本金額毎に計算している。また、資本金１億円以下の企業のうち、非中小法人等に該当する法人は除外している。
（出所）法人税の申告データを基に、財務省で作成。

スケールアップと賃金の関係（中小企業白書の分析）

○ 「**賃上げ・投資を積極的・継続的に行う**には、**一定の企業規模への成長が必要**」（中小企業白書2025）。

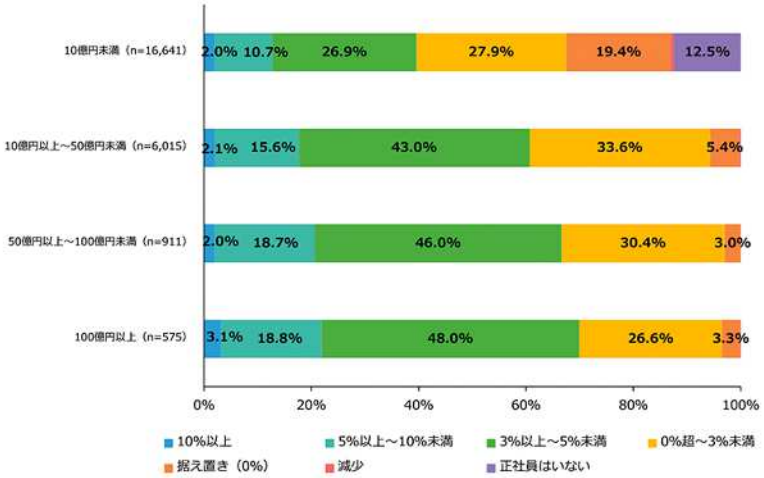
○ また、同白書は、**スケールアップを実現するための手段**として、**投資行動（設備投資等）**と海外展開に焦点を当て、それらが「スケールアップに繋がっている可能性を確認した」としている。

第2-2-1図 従業者一人当たり人件費（スケール別）



資料：中小企業庁「中小企業実態基本調査」（令和４年度決算実績）再編加工
（注）1.従業者一人当たりの人件費は、人件費総額を従業者数で除して算出している。人件費総額は売上原価うち労務費、販売費及び一般管理費うち人件費の合計である。
2.法人企業を対象に集計している。また、標本調査である関係上、本分析のnは推計値である。

第2-2-2図 賃上げ率（2024年における正社員一人当たりの平均賃金、スケール別）



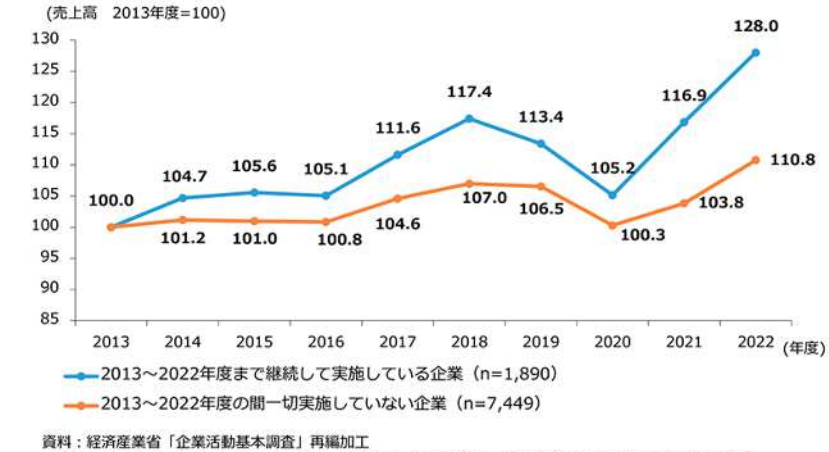
資料：（株）帝国データバンク「令和６年度中小企業の経営課題と事業活動に関する調査」
（注）1.正社員（経営者、役員、パート・アルバイト、派遣・下請従業員等を含まない）一人当たりの平均賃金について聞いたもの。
2.スケールは、回答時点（今期見通し）のもの。

第2-2-16図 売上高の推移（設備投資の実施有無別）



資料：経済産業省「企業活動基本調査」再編加工
（注）1.パネルデータを基に算出している。パネルデータの詳細は、第２部第２章第２節冒頭の脚注を参照。
2.ここでいう「設備投資の実施」とは、「有形固定資産当期取得額」が同期の売上高の10%より大きい場合をいう。
3.2017年度の数値を100として、2013年度から2022年度までの変化を見たもの。

第2-2-88図 売上高の推移（直接輸出の実施有無別）



資料：経済産業省「企業活動基本調査」再編加工
（注）1.パネルデータを基に算出している。パネルデータの詳細は、第２部第２章第２節冒頭の脚注を参照。
2.ここでいう「直接輸出の実施」とは、「売上高、うちモノの輸出額」が０（調査票上の単位は百万円）より大きい場合をいう。
3.2013年度の数値を100として比較した、2013年度から2022年度までの変化を見たもの。

- 労働供給制約社会では、人も中小企業も数よりも質であり、経済の供給力強化のため、**「強い中小企業」を作る必要**がある。**現状維持ではなく、事業再構築・生産性向上・事業再編等に取り組む中堅・中小企業を徹底的に支援**し、必要な連携と再編を促すことで、**「稼ぐ力」の強化と賃上げの好循環**を目指す。
- デフレ志向からの脱却のためには、**現状維持ではなく、更なる成長の担い手となる「強い中堅・中小企業」への変化に挑む人や企業が評価される仕組み**作りが必要である。そのため、**100億企業を目指す企業の創出メカニズムを強化**すると共に、そうした**成長志向の中小企業の裾野を広げる新たなメカニズム**を構築する。加えて、成長志向の小規模事業者、中堅企業、ローカル・ゼブラ企業、創業などに対して、輸出や研究開発・イノベーションなど各種の取組を後押しする。

中小企業税制の在り方

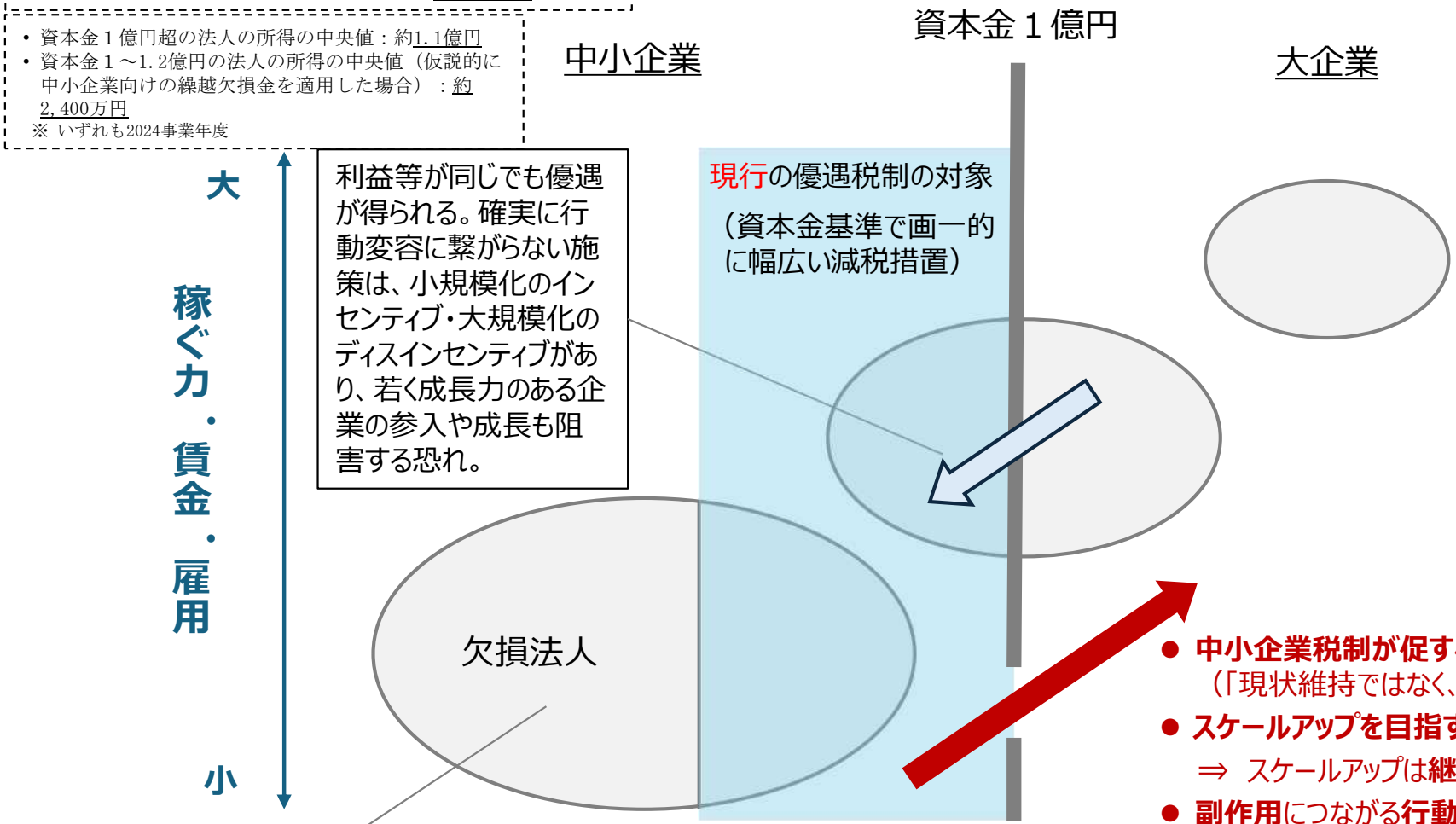
○ **行動変容に繋がらず、副作用につながるような措置を見直し**つつ、真に**中小企業の稼ぐ力の強化に資するような措置に集中**していく必要。

（資本金以外に所得金額に基づき適用等が判定される例）
- 中小企業租特の適用除外事業者：所得15億円超（過去３年平均）
- 軽減税率の特例につき17%税率が適用：所得10億円以上

- 資本金１億円超の法人の所得の中央値：約1.1億円
- 資本金１～1.2億円の法人の所得の中央値（仮説的に中小企業向けの繰越欠損金を適用した場合）：約2,400万円

※ いずれも2024事業年度

現行の中小企業政策のイメージ



利益等が同じでも優遇が得られる。確実に行動変容に繋がらない施策は、小規模化のインセンティブ・大規模化のディスインセンティブがあり、若く成長力のある企業の参入や成長も阻害する恐れ。

税制インセンティブを効かせることが困難な企業群（政策対応が必要な場合、取引条件の改善、予算措置、金融支援を主眼とすべき層）

※資本金基準（１億円以下）は主に執行の簡便性等の観点を踏まえたもの

- **中小企業税制が促すべき方向性＝稼ぐ力の強化**
 （「現状維持ではなく、変化に挑む企業の後押し」）
- **スケールアップを目指す企業の後押し**
 ⇒ スケールアップは**継続的な賃上げ**の源泉
- **副作用**につながる**行動変容を促さない税制の見直し**

※ 大胆な設備投資促進税制や研究開発税制も措置
※ 取引条件の改善、予算措置、金融支援との役割分担

（参考）中小企業における欠損状況

○ 中小企業の税務上の欠損状況を、分析可能な直近６年間（2019～2024年度）のデータを用いて分析。

（注）税務上、過年度に生じた欠損金（赤字）は10年にわたって繰越が可能であり、中小企業の場合、所得金額の100％まで損金算入が可能。

○ **初年度（2019年度）欠損法人の後続する５年間**について、**欠損が４・５回（利益計上が０・１回）であった法人は約75%、欠損が３～５回（利益計上が０～２回）であった法人は約84%**（左図）。

○ さらに、これら**欠損回数が３・４回**（利益計上１・２回）であった法人の**利益計上時の所得金額の中央値**は**約159万円**であり、利益計上法人全体の所得中央値（約416万円）よりも低く、**黒字化しても所得幅は小さい**。

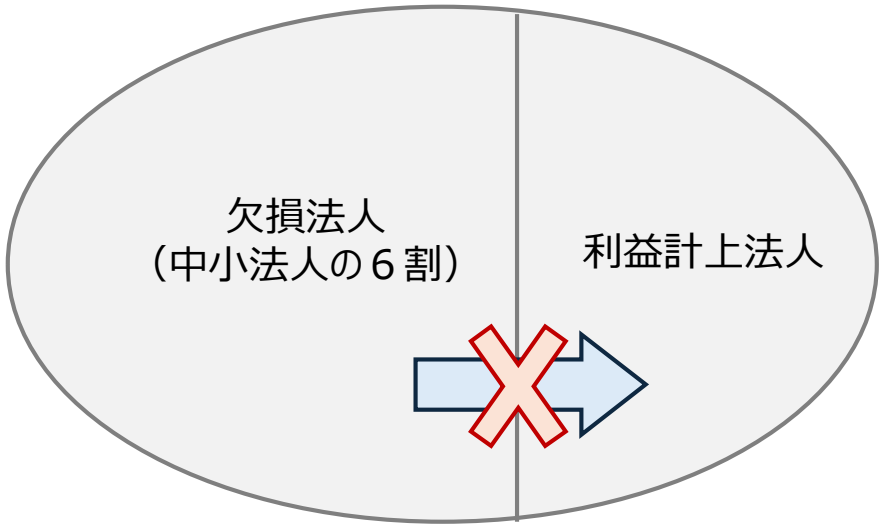
⇒ **複数年にわたる繰越控除**があっても、**欠損法人へ影響を及ぼす手段として、税制は非効率・効果が限定的。**

初年度欠損法人のその後の欠損回数

欠損回数	法人数	構成比
０回／５年	54,925	3.5%
１回／５年	80,902	5.2%
２回／５年	107,093	6.9%
３回／５年	141,467	**9.1%**
４回／５年	191,005	**12.3%**
５回／５年 ※５年連続欠損	978,320	**63.0%**
計	1,553,712	100.0%

７５％

８４％



- 欠損法人が利益計上法人になる確率は低い。
- 利益計上法人になっても所得幅は小さい。

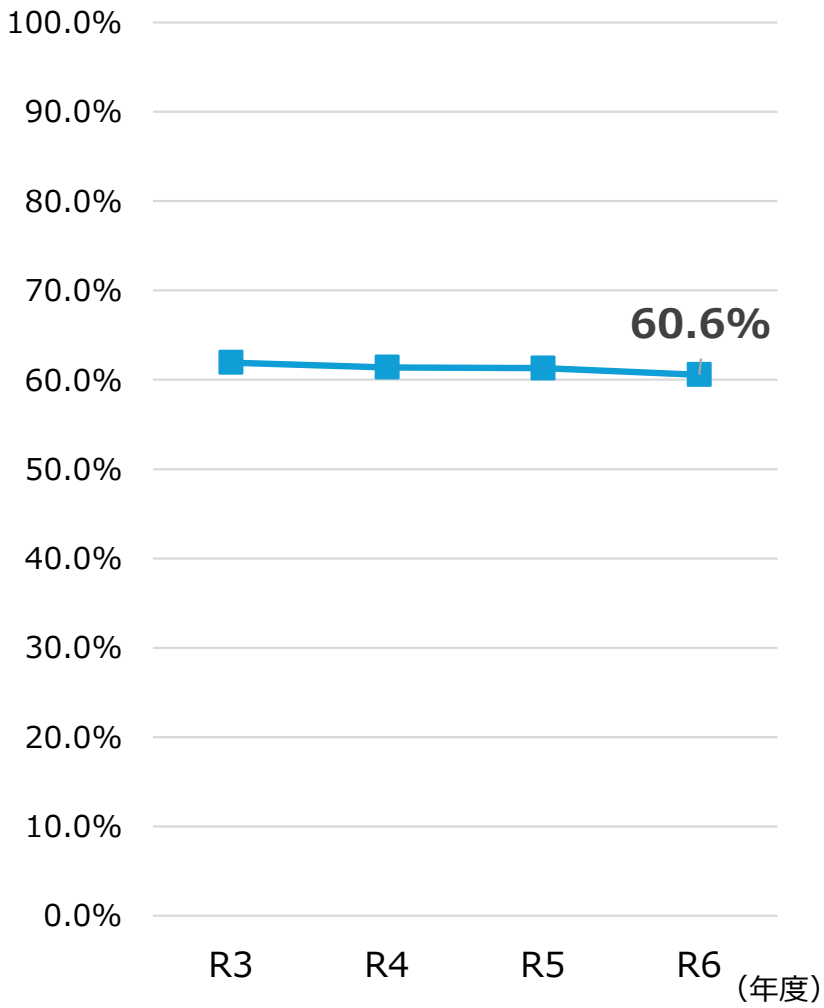
 ⇒ 繰越控除があっても税制は有効な手段でない。

（注１）2019～2024年度の6年間すべてについて法人所得金額が観測され、初年度（2019年度）に税制上の中小法人に該当する法人（1,553,712社）を分析対象としている。
（注２）欠損法人は、法人所得金額がゼロ以下の法人としている。
（出所）法人税の申告データを基に、財務省で作成。

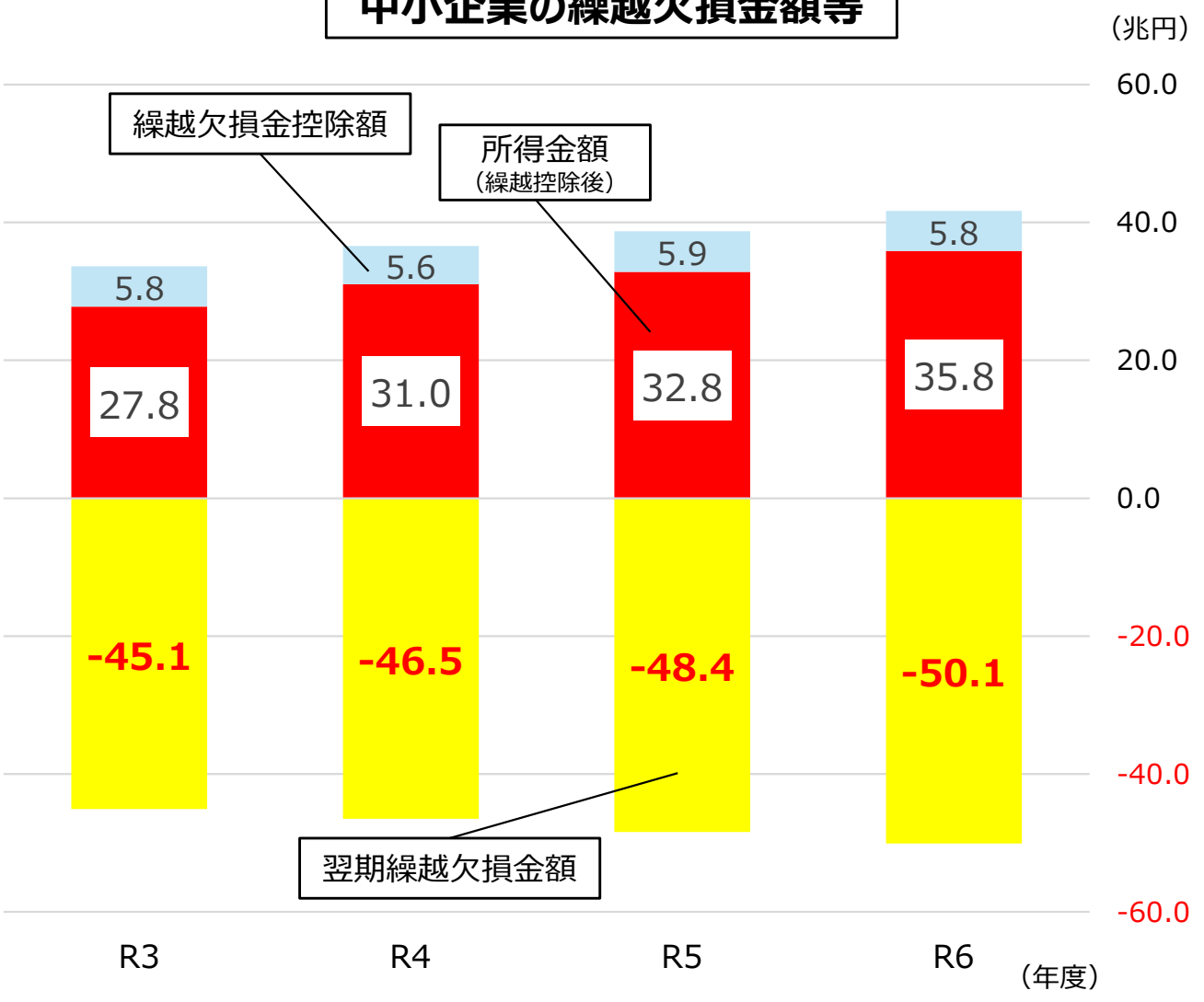
（参考）中小企業の所得金額と繰越欠損金額の推移

○　足元、中小企業の**欠損法人割合**及び**繰越欠損金額**は概ね横ばい。

中小企業の欠損法人割合



中小企業の繰越欠損金額等



（注）資本金１億円以下の法人を集計。
（出所）「会社標本調査」（国税庁）

賃上げ促進税制

前回（第７回 税制のEBPMに関する専門家会合）における主なご意見（再掲）

総論

○　中小企業税制のように**企業規模（サイズ）に応じた、行動変容にも繋がらない、幅広い減税措置には副作用**があるため、**望ましくない政策というのが標準的理解**であり、**慎重になるべき**。

○　副作用とは、今は赤字だが**若くて成長力のある企業の参入や成長を抑え**てしまい、**経済全体の生産性・新陳代謝を落としてしまう**こと。

○　**中小企業庁の「稼ぐ力」強化戦略の方向性には賛同**する。他方、それと**現行の中小企業税制は整合的でない**。

賃上げ促進税制

○　**財務省の全数データに基づくバンチング分析**は画期的で、中小企業等のアンケートと比べてサンプルサイズが桁違いであることから、**信頼に足る**。その分析では、**税制の閾値でバンチングがみられないことから**、**経済的に意味ある政策効果は無い**と言ってよい。**行動変容に繋がっていない。**

○　大企業向けの措置は、バンチングがみられず政策効果が無かったため、廃止を決めた。中小企業向け措置についても、**廃止が適当**である。

○　中小企業庁の「差の差分析」は、**アンケートベースであることや、適用企業と非適用企業の比較**になっていることなど、妥当性に疑念。**ポリシーありきの分析**ではないか。

令和８年度　与党税制改正大綱（抜粋）

賃上げ

令和７年12月19日
自由民主党
日本維新の会

第一　令和８年度税制改正の基本的考え方

２．「強い経済」の実現に向けた対応

（２）租税特別措置等の見直し・適正化

③　賃上げ促進税制

物価高に負けない構造的・持続的な賃上げを強化する観点から、令和６年度税制改正において、賃上げ促進税制を抜本的に強化した。一方、**足元では賃金上昇率がバブル期以来の水準となる高い伸び**を示しており、本税制の要件となる水準を大きく上回る状況にある。このように、**企業の賃上げをめぐる状況は令和６年度税制改正当時と大いに様変わり**している。

こうした状況に鑑み、コーポレートガバナンス改革に基づく人的資本への投資促進の要請や、税制が生産性の高い分野への労働移動を阻害する可能性、**中小企業の人手不足感が大企業よりも強い状況**等を踏まえ、**大企業向け措置**については適用期限を待たずに**廃止**する。**中堅企業向け措置**については、令和８年度においてはより高い賃上げを促す方向で要件を強化しつつ継続し、**適用期限をもって廃止**する。

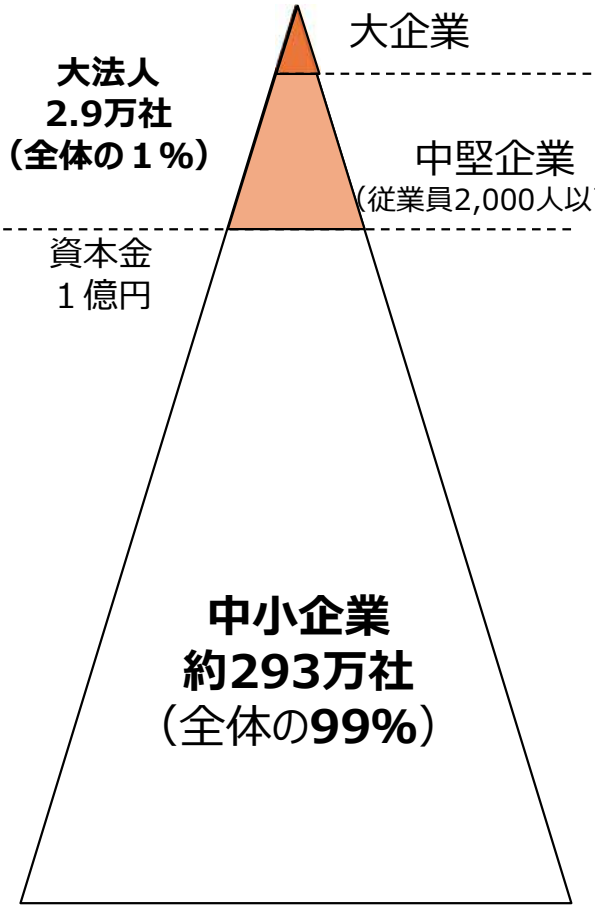
一方、**中小企業向け措置**については、人材獲得競争の中で**防衛的賃上げに取り組む企業にも配慮し、令和８年度は現行制度を維持**することとし、**期限到来時に適用状況等を踏まえ、必要な見直しを検討**する。

なお、教育訓練費を増加させた場合の上乗せ要件については、教育訓練費の増加額を税額控除額が上回る場合があるという会計検査院の指摘を踏まえ、廃止する。

賃上げ促進税制の見直し（令和８年度改正）

賃上げ

○　足元の賃上げの状況のほか、内部留保・現預金等が積み上がる中、コーポレートガバナンス改革に基づく人的投資促進の要請や、**中小企業の人手不足感が大企業よりも強い状況**も踏まえ、**大企業向けの措置を適用期限（令和８年度末）を待たずに令和７年度末をもって廃止**。
○　**中堅企業向けの措置は**、物価を上回る安定的な賃上げに向け、適切なインセンティブ機能を発揮する観点から**要件を見直し、適用期限をもって廃止**。
○　**教育訓練費にかかる上乗せ措置**については、教育訓練費の増加額を控除額が上回るという会計検査院の指摘も踏まえ、**令和７年度末をもって廃止**。



※発行済株式の50%を超える数の株式を直接・間接に有する（支配関係がある）他の法人との合計で常時使用する従業員数が10,000人を超える法人は中堅企業向け措置の対象外

大企業向け

継続雇用者給与総額	控除率
＋3%	10%
＋4%	15%
＋5%	20%
＋7%	25%

中堅企業向け

継続雇用者給与総額	控除率
＋3%	10%
＋4%	25%

中小企業向け

全雇用者給与総額	控除率
＋1.5%	15%
＋2.5%	30%

※　控除上限：当期の法人税額の20%
※　中小企業向け措置については、5年間の繰越控除が適用可能

R8年度　　R9年度

大企業向け

廃止

中堅企業向け

基準見直し

継続雇用者給与総額	控除率
＋4%	10%
＋5%	15%
＋6%	25%

廃止

中小企業向け

現行制度維持

期限到来時に適用状況を踏まえ必要な見直しを検討

教育訓練費に係る上乗せ措置の**廃止**

※　子育てとの両立支援や女性活躍支援に積極的な企業への上乗せ措置（＋5%）は維持。

中小企業向け賃上げ促進税制

賃上げ

○　賃上げ促進税制について、**大企業向けは廃止済**。**中堅企業向け**は今年度末をもって**廃止することが決定済**。

○　令和８年度与党税制改正大綱において、**中小企業向け措置は、期限到来時（今年度末）に必要な見直しを検討**することとされている。（※）中小企業の約６割は本税制を認知せず。

中小企業向け賃上げ促進税制の概要

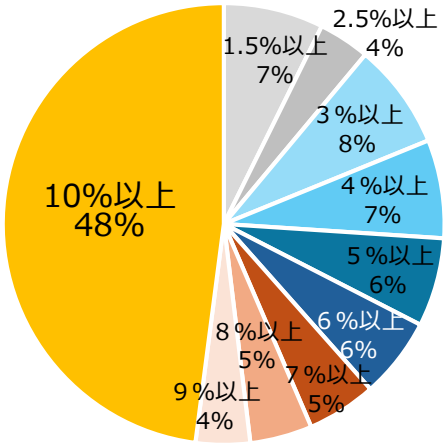
全額損金算入

給与等増加分
給与等支給額

× 控除率

賃上げ率	控除率
1.5%	15%
2.5%	30%

適用企業における賃上げ率の分布

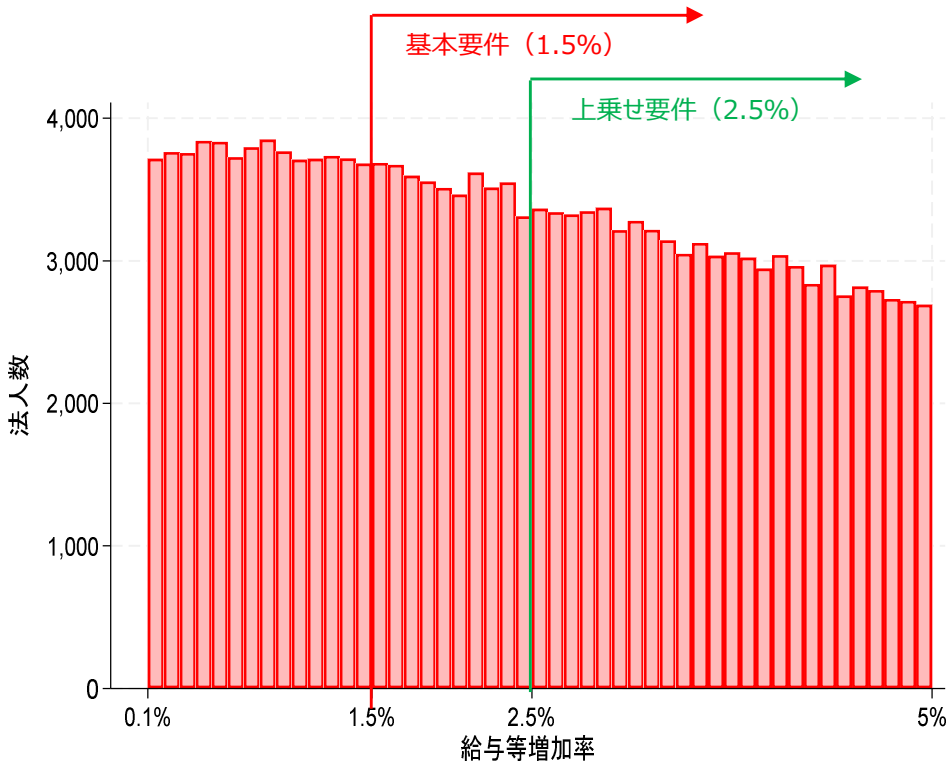


適用企業数
約27.5万社

（注１）令和６年４月１日以降開始する事業年度のe-Tax申告事績より作成。
（注２）当期税額控除額がある申告事績のみを集計（中小企業向け57,644件）。
（注３）中小企業向け措置の賃上げ率の要件は、雇用者給与等支給増加割合。

中小企業の利益計上法人の給与等増加率分布（2024年度）

※中小企業の利益計上法人数：約117万社



（注１）税制上の中小単体法人（利益計上法人）のうち、源泉徴収データと紐づいており、かつ、給与等増加率が計算可能な法人を対象として分析している（944,843社）。
（注２）給与等増加率は、源泉徴収データを用いて、「俸給・給料等」「賞与（役員賞与を除く）」「日雇労働者の賃金」の合計額の対前年度増加率を計算。対前年度が欠損値の場合は、当年の給与等増加率も欠損扱い。
（注３）徴収高計算書の「俸給・給料等」の支給人員数が1人または欠損している企業を除く。
また、税制上の「非中小法人」に該当する法人は除く。
（注４）分布の範囲：0.1%～５%、幅：0.1%
（出所）法人税の申告データ及び源泉徴収データ（徴収高計算書）を基に、財務省で作成。

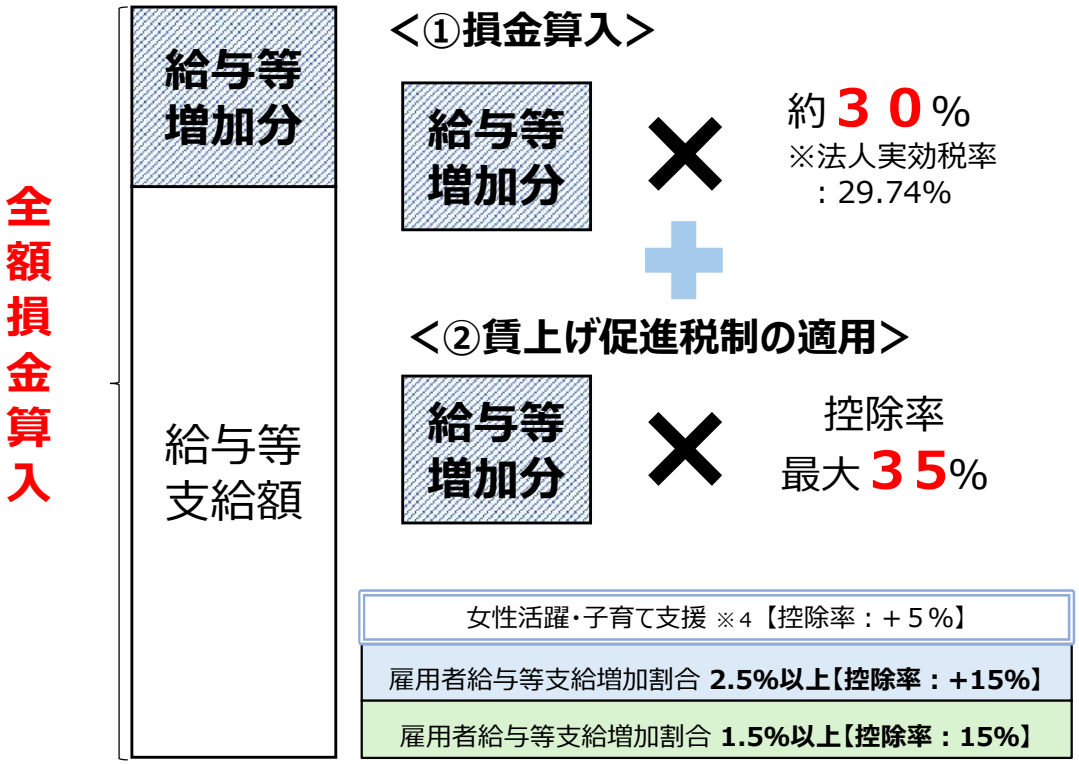
賃上げ促進税制（中小企業向け）の概要等

賃上げ

○　前身の制度も含めると、**デフレ下の平成25年度改正で創設**。**法人税制により賃上げを促すのは国際的にも特異**な制度（*Uemura, 2024*）。

○　創設から10年以上経つが、**中小企業の約６割は本税制を認知せず**。適用企業の**１社当たり税額控除額（所得金額・売上高）**は、中央値で**約24万円（約1,000万円・約2.1億円）**。

【中小企業向け賃上げ促進税制のイメージ】



＜参考１＞賃上げ促進税制に対する学術面からの指摘（概要）

○　**「隠れた補助金」である税収ロス**をもたらしている。

○　市場を攪乱して大きな「超過負担」（≒**社会的な損失**）をもたらしている。

○　中立性を目指す傾向にある**世界の法人税改革の潮流・トレンドに合わない。**

（出所）上村敏之（2025）「賃上げ促進税制の暗黙的補助と超過負担」）

＜参考２＞賃上げ促進税制の認知状況

前身の制度も含めると**制度創設から10年以上経過しているが、賃上げ促進税制を知らないと回答した中小企業は約６割**という認知状況である。

（出所）「令和６年度企業の雇用状況等に関する調査研究報告書」（令和７年１月 東京商工リサーチ））

＜参考３＞適用企業の１社当たり税額控除額等

	税額控除額	所得金額	売上高
中央値	約24万円	約1,000万円	約2.1億円
平均値	約120万円	約4,600万円	約8.9億円

（出所）法人税の申告データを基に、財務省で作成。

※１　控除上限：当期の法人税額の20%
※２　５年間の繰越控除が可能
※３　中小企業者（適用除外事業者に該当するものを除く。）又は農業協同組合等のみ適用可能
※４　事業年度終了の時においてプラチナくるみん認定orプラチナえるぼし認定を受けている場合、当期にくるみん認定orえるぼし２・３段階目の認定を受けた場合

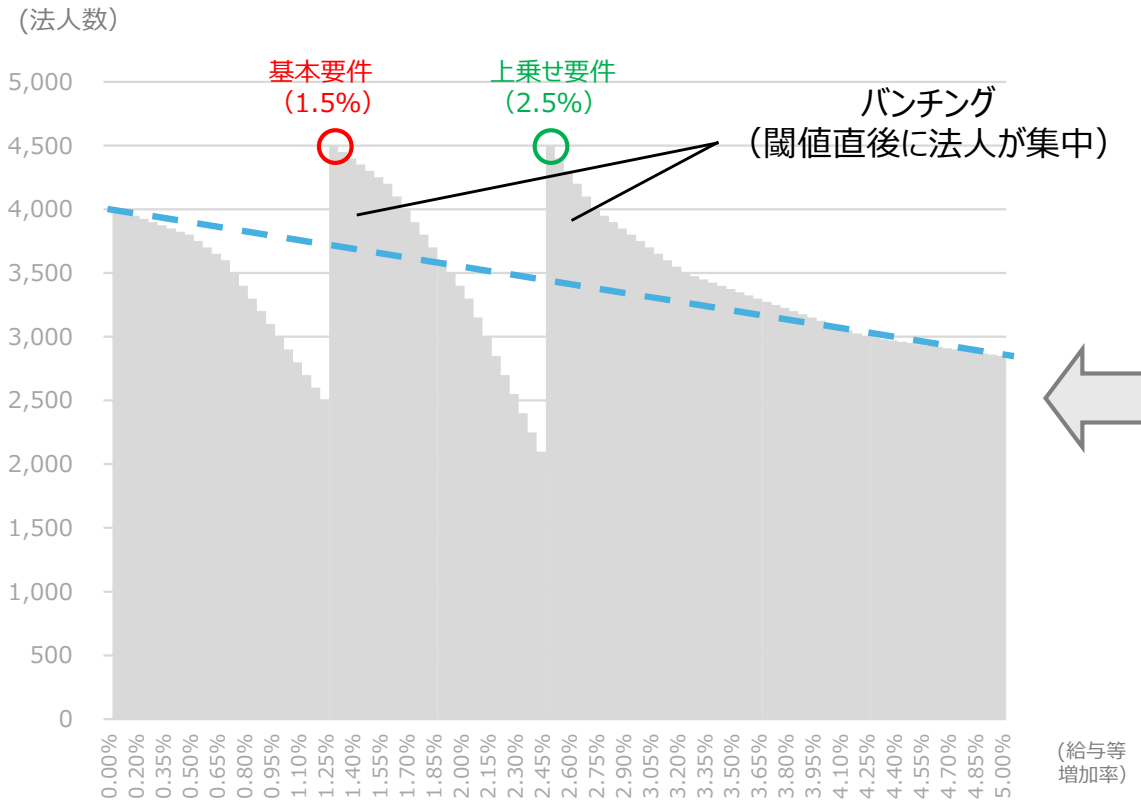
賃上げ促進税制の効果

賃上げ

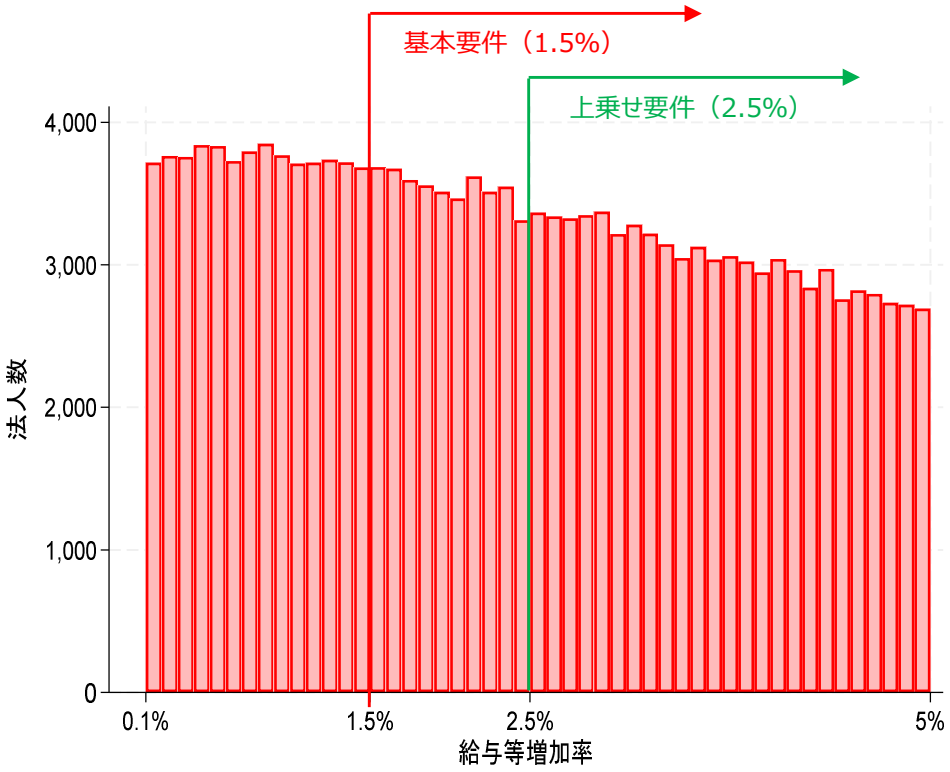
○　本税制に**賃上げを後押しする効果があるとすれば**、企業が税制の適用要件の閾値（1.5%・2.5%）を超えようとして、閾値直後に**バンチング（法人が集中）が生じる**ことが想定される（左図）。

○　しかし、中小企業の利益計上法人全体（データが分析可能な約94万社）の給与等増加率をみると、**閾値近辺で明確なバンチングはみられない**（右図）。

政策効果がある場合（大まかなイメージ）



実際の分布



（注１）税制上の中小単体法人（利益計上法人）のうち、源泉徴収データと紐づいており、かつ、給与等増加率が計算可能な法人を対象として分析している（944,843社）。
（注２）給与等増加率は、源泉徴収データを用いて、「俸給・給料等」「賞与（役員賞与を除く）」「日雇労働者の賃金」の合計額の対前年度増加率を計算。対前年度が欠損値の場合は、当年の給与等増加率も欠損扱い。
（注３）徴収高計算書の「俸給・給料等」の支給人員数が1人または欠損している企業を除く。また、税制上の「非中小法人」に該当する法人は除く。
（注４）分布の範囲：0.1%～５%、幅：0.1%
（注５）2024事業年度の源泉データに基づく利益計上法人の1.5%・2.5%について、0.1%ポイント幅のビンと3次多項式を用いてバンチング推計を実施した。推定範囲は1～4%未満とし、1.4～1.8%未満及び2.4～2.8%未満のうち推定範囲内の区間を当てはめから除外した。過剰法人数は閾値直上の1.5～1.8%未満、2.5～2.8%未満のみで集計した。その結果、適用法人全体について、いずれも統計的に有意な過剰集積は確認されなかった（残差ブートストラップ1,000回、正規近似による両側検定）。
（出所）法人税の申告データ及び源泉徴収データ（徴収高計算書）を基に、財務省で作成。

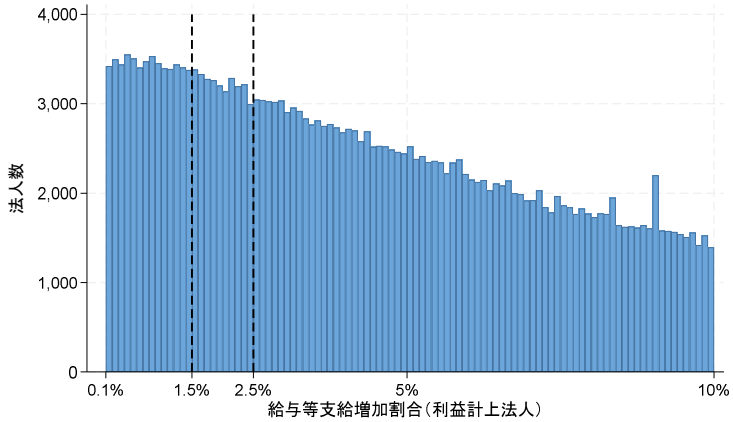
賃上げ促進税制の効果（より小規模な企業）

賃上げ

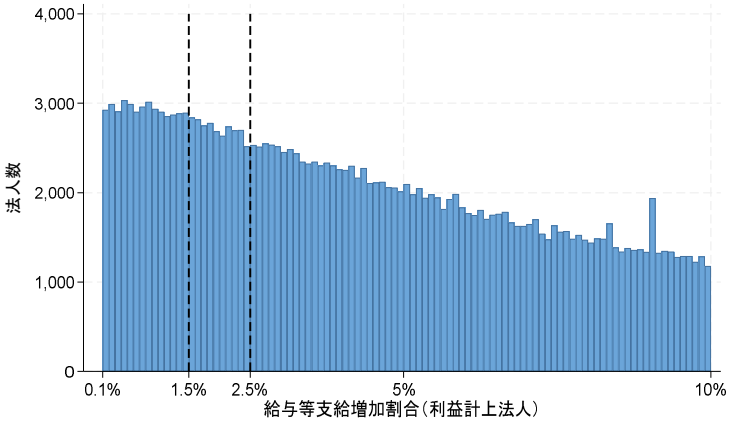
○　資本金及び従業員数に基づき、**小規模な法人に限定しても、明確なバンチングはみられない**。

資本金規模

3千万円以下

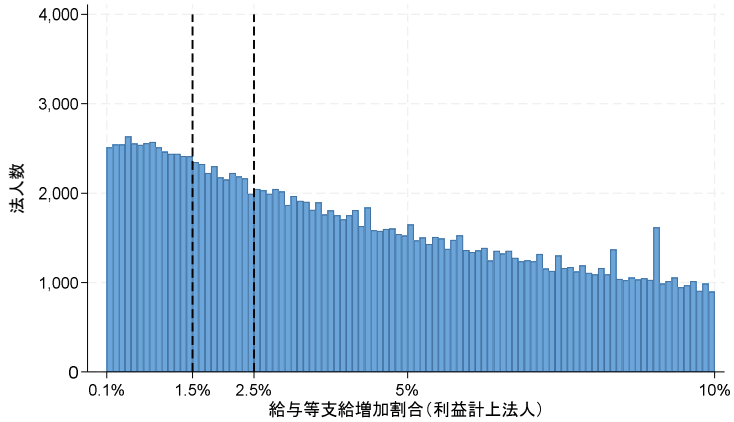


1千万円以下

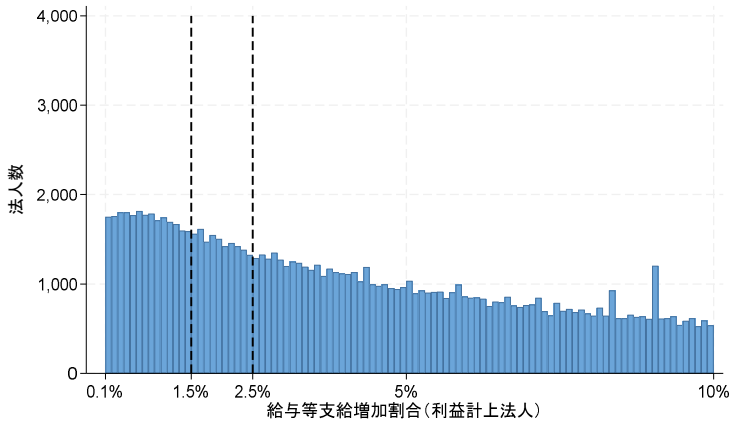


従業員数

10人以下



5人以下



（注１）税制上の中小単体法人のうち、源泉徴収データと紐づいており、かつ、給与等増加率が計算可能な法人を対象として分析している。
（注２）給与等増加率は、源泉徴収データを用いて、「俸給・給料等」「賞与（役員賞与を除く）」「日雇労働者の賃金」の合計額の対前年度増加率を計算。対前年度が欠損値の場合は、当年の給与等増加率も欠損扱い。
（注３）徴収高計算書の「俸給・給料等」の支給人員数が1人または欠損している企業を除く。また、税制上の「非中小法人」に該当する法人は除く。
（注４）2024事業年度の源泉データに基づく利益計上法人の1.5%・2.5%、別表データに基づく適用法人の2.5%の閾値について、0.1%ポイント幅のビンと3次多項式を用いてバンチング推計を実施した。推定範囲はそれぞれ1～4%未満、2～5%未満とし、1.4～1.8%未満及び2.4～2.8%未満のうち推定範囲内の区間を当てはめから除外した。過剰法人数は閾値直上の1.5～1.8%未満、2.5～2.8%未満のみで集計した。提示した資本金・支給人員による各抽出条件及び別表データの適用法人全体について、いずれも統計的に有意な過剰集積は確認されなかった（残差ブートストラップ1,000回、正規近似による両側検定）。
（出所）法人税の申告データ及び源泉徴収データ（徴収高計算書）を基に、財務省で作成。

「差の差分析」に基づく効果検証について

賃上げ

○　中小企業庁の「差の差分析」（左上図）をもって、**本税制の政策効果や賃上げの因果関係がある**（ありそうだ）**と評価出来るか**。傾向スコアマッチング等があっても、**メカニカルな上方バイアス**は回避しがたいのではないか。

○ **広範な要因で変動**する**雇用者全体の給与等支給額（賃金等）の増加率**（対前年度）で適用有無等が決定。

（例）景気、人手不足、ライバル企業の賃金、残業、経営スタイル、年齢構成変化、新規雇用、離職、事業所開設・閉鎖

○ 2024年度の**適用法人**を**処置群（政策介入有）**、同年度の**非適用法人**を**制御群（政策介入無）**として設定。

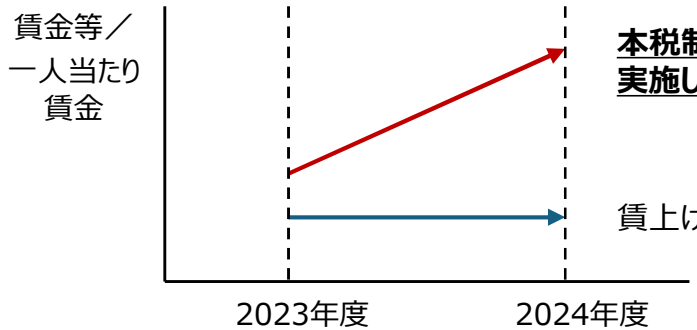
⇒**適用法人ならば、必ず賃上げ等を実施**した法人であることから、**税制以外の要因で賃上げ等を実施した法人**（賃上げ余力がある法人等）**とそうでない法人を比べているに過ぎない**、**メカニカルな上方バイアス**は回避し難いか。

中小企業庁の「差の差分析」

中小企業庁
ヒアリング資料より



本税制がなかった場合でも、2023⇒2024で両群の「差」は拡大



本税制がなかったとしても賃上げ等を実施している黒字法人が含まれる。

賃上げ等していない法人が多数。



賃上げ等実施
（将来の業績改善見込み）



賃上げ等実施
（ライバルに対抗）



賃上げ等実施
（新店舗開設）

たとえ**傾向スコア**により観察される属性（業種等）を揃えたとしても、**税制以外の要因で賃上げ等を実施した法人**と**そうでない法人**とを**比べているだけ**である**上方バイアスは回避し難い**のではないか。



賃上げ等せず



賃上げ等せず



賃上げ等実施
（欠損法人、申請せず）

賃上げと企業利益の状況

賃上げ

○ **デフレ下とは異なり、欠損法人も広範に賃上げを実施**。

○ 他方、**賃上げ促進税制は**、相対的に**賃上げ原資を有する利益計上法人にメリット**を及ぼすもの。
⇒**公平性**や**採用にかかるイコールフッティング**上の問題がある。

給与等増加率の構成比

（利益計上法人）

給与等増加率	構成比	
2.5%以上	**51.7%**	
1.5%以上2.5%未満	**3.8%**	**59.8%**
0%超1.5%未満	**4.3%**	
0%以下	40.2%	

（欠損法人）

給与等増加率	構成比	
2.5%以上	**40.4%**	
1.5%以上2.5%未満	**2.3%**	**45.1%**
0%超1.5%未満	**2.5%**	
0%以下	54.9%	

一人当たり給与等増加率の構成比

（利益計上法人）

給与等増加率	構成比	
2.5%以上	**49.7%**	
1.5%以上2.5%未満	**3.2%**	**57.4%**
0%超1.5%未満	**4.5%**	
0%以下	42.6%	

（欠損法人）

給与等増加率	構成比	
2.5%以上	**44.1%**	
1.5%以上2.5%未満	**2.2%**	**50.9%**
0%超1.5%未満	**4.5%**	
0%以下	49.1%	

（注１）2024年度における税制上の中小単体法人のうち、法人企業統計調査のデータと紐づいており、かつ、一人当たり給与等増加率が計算可能な法人を対象として分析している。また、税制上の「非中小法人」に該当する法人は除く。
（注２）「給与等増加率」は、「従業員数給与」及び「従業員賞与」を合算した値。「1人当たり給与等増加率」は、「従業員数給与」及び「従業員賞与」を合算した値を「従業員数」で割った値。
（注３）「利益計上法人」は所得金額が正の法人、「欠損法人」は所得金額がゼロ又は負の法人。
（出所）法人税の申告データ及び財務省「法人企業統計調査」の個票データを基に、財務省で作成。

「防衛的賃上げ」を行っている法人の適用状況

賃上げ

○　データが分析可能な法人（約194万社）のうち、**「防衛的賃上げ」を行った賃上げ促進税制を適用している法人は約１％**。

（注）「防衛的賃上げ」（＝業績が改善せず、好調でない中での賃上げ）を、前年度から売上が増加しておらず、所得金額が相対的に低い（※）一方、給与等が増加していることと定義したうえで分析。（※）中小企業の利益計上法人の所得中央値（約416万円）以下。

＜「防衛的賃上げ」を行った法人等の割合＞

		「防衛的賃上げ」を行った法人	その他の法人（②）	合　計（①＋②）
適用法人		**１．０％**	８３．８％	１００％
非適用法人	うち利益計上法人	３．１％		
	うち欠損法人	１２．０％		
合　計（①）		１６．２％		

（注１）税制上の中小単体法人のうち、源泉徴収データと紐づいており、かつ、給与等増加率が計算可能な法人を対象として分析している（1,937,295社）。
（注２）給与等増加率は、源泉徴収データを用いて、「俸給・給料等」「賞与（役員賞与を除く）」「日雇労働者の賃金」の合計額の対前年度増加率を計算。
対前年度が欠損値の場合は、当年の給与等増加率も欠損扱い。
（注３）徴収高計算書の「俸給・給料等」の支給人員数が1人または欠損している企業を除く。また、税制上の「非中小法人」に該当する法人は除く。
（注４）賃上げ促進税制（中小企業向け）の適用要件は、雇用者給与等支給増加割合が1.5%以上。
（注５）分析対象法人のうち、賃上げ促進税制の非適用法人は全体の約86%となっているところ、そのうち、翌期に控除額の繰越を行った法人は1.7%pt程度。
（出所）法人税の申告データ及び源泉徴収データ（徴収高計算書）を基に、財務省で作成。

赤字企業を含めた「稼ぐ力」強化の必要性

賃上げ

○ **赤字企業による賃上げや防衛的賃上げ**も行われている中、**持続可能で継続的な賃上げ**に向けては、**設備投資や取引条件の改善等**を通じて、**赤字企業を含めた中小企業の「稼ぐ力」強化の必要性**があり、**その中で賃上げを促していく**必要。

【投資関連補助金】

○ **中堅等大規模成長投資補助金**
地域の雇用を支える中堅・中小企業が、足元の人手不足等の課題に対応し、成長していくことを目指して行う大規模投資を促進することで、地方の持続的な賃上げを実現。賃上げ要件有（4.5%～）。上限額50億円。令和７年度補正予算額：4,121億円。

○ **中小企業成長加速化補助金**
売上高100億円超を目指して行う大胆な投資を支援。賃上げ要件有（4.5%～）。上限額５億円。令和７年度補正予算額：3,400億円の内数。

○ **デジタル化・AI導入補助金**
中小企業の労働生産性向上を目的として、業務の効率化やDXの推進等のためのAIを含むITツールの導入を支援。賃上げ要件有（3%・3.5%～）。
補助上限：最大450万円。令和７年度補正予算額：3,400億円の内数。

○ **新事業進出・ものづくり商業サービス補助金**
技術的革新性のある製品・サービスの開発や既存事業とは異なる新市場・高付加価値事業への進出、海外市場開拓（輸出）に向けた国内の輸出体制の強化に係る設備投資等を支援。賃上げ要件有（3.5%～）。補助上限：最大9,000万円（枠・従業員数による）。既存基金の再編：2,960億円の内数。

○ **中小企業省力化投資補助金（一般型）**
人手不足に悩む中小企業等に対して、事業内容に合わせて多様な設備やシステムが導入により省力化投資を後押し。賃上げ要件有（3.5%～）。
補助上限：最大１億円（従業員数による）。既存基金の再編：2,960億円の内数。

【取引条件の改善】（中小企業庁「稼ぐ力強化戦略」より抜粋）

○ **取適法・振興法（本年１月施行）の執行強化等**
中小受託取引適正化法及び受託中小企業振興法の改正により、公正取引委員会・中小企業庁に加え、事業所管庁に対して事業者を指導する権限を付与。
また、ＡＩ分析も活用し、違反行為の可能性が高い取引類型の明確化や調査の効果的な実施を可能にする。

○ **官公需における価格転嫁・取引適正化**
「令和８年度中小企業者に関する国等の契約の基本方針」（令和８年４月閣議決定）にて実施が明記されている「物価上昇に伴うスライド対応」「期中改定」「低入札価格調査制度」等の措置を推進。

○ **取適法対象外の取引への規制強化**
サプライチェーン全体での支払条件の適正化等に向けて、取適法の対象外となる着荷主・発荷主間の取引について、規制を整備する。

軽減税率の特例

前回（第７回 税制のEBPMに関する専門家会合）におけるご意見（再掲）

軽減税率の特例

○　**軽減税率の特例**のような**幅広い減税措置には副作用**があり、**若くて成長力のある企業の参入や成長を妨げ**、**経済全体の生産性・新陳代謝を落としてしまう**。

○　**リーマン・ショック対応**として導入された措置が**長期間続いている**ことは、非常に大きな問題であり、**世界的にみても異常**。リーマン・ショック対応として導入された元々のいきさつから、ロジックモデルを変えて**ダラダラと延長するのではなく、仕切り直すべき**。

○　リーマン・ショック時とは異なり、**中小企業の資金繰り環境は既に正常化**しており、**本来は廃止が適当**。

投資促進税制

※中小企業投資促進税制・中小企業経営強化税制

○　労働供給制約社会において、**中小企業の稼ぐ力を高める**ことは重要。設備投資促進は重要だが、**現行の税制**は、**基準が緩すぎて生産性向上に繋がっていない**疑念があり、**インセンティブ機能を強化**する必要。

○　経営強化税制の**A類型**について、新しい機械を更新すれば大概１％以上は上がるはずであり、**基準が緩すぎる**。

令和７年度　与党税制改正大綱（抜粋）

令和６年12月20日
自由民主党
公明党

第一　令和７年度税制改正の基本的考え方

２．地方創生や活力ある地域経済の実現

（１）地域経済を支える中小企業の取組みを後押しする税制等

中小企業は、雇用の７割を抱える、わが国にとって重要な経済主体であり、その健全な成長が地域経済の維持・発展のために不可欠であるが、**小規模事業者やスタートアップ企業、さらには地域経済を牽引する企業や大きな成長力を有する企業など様々な態様がある**。その中でも、売上高100億円を超えるような中小企業は、輸出や海外展開等により域外需要を獲得するとともに、域内調達により新たな需要を創出する地域の中核となる存在であり、そうした企業を育成することで、地域経済に好循環を生み出していくことが鍵となる。

そのため、売上高100億円超を目指す、成長意欲の高い中小企業が思い切った設備投資を行うことができるよう、中小企業経営強化税制を拡充し、対象設備に建物を加える。また、食品等事業者がワンストップで同税制を活用できる仕組みを構築する。同税制は、ＥＢＰＭ等の観点を踏まえ、適用要件等の見直しを行った上で、中小企業投資促進税制とともに適用期限を２年延長する。

中小企業の800万円までの所得に適用される軽減税率の特例は、リーマン・ショックの際の経済対策として講じられた時限措置である。今般、賃上げや物価高への対応に直面している中小企業の状況を踏まえ、適用期限を２年延長するが、極めて所得が高い中小企業等については一定の見直しを行うとともに、**特例税率が設けられた経緯等を踏まえ、次の適用期限の到来時に改めて検討**する。

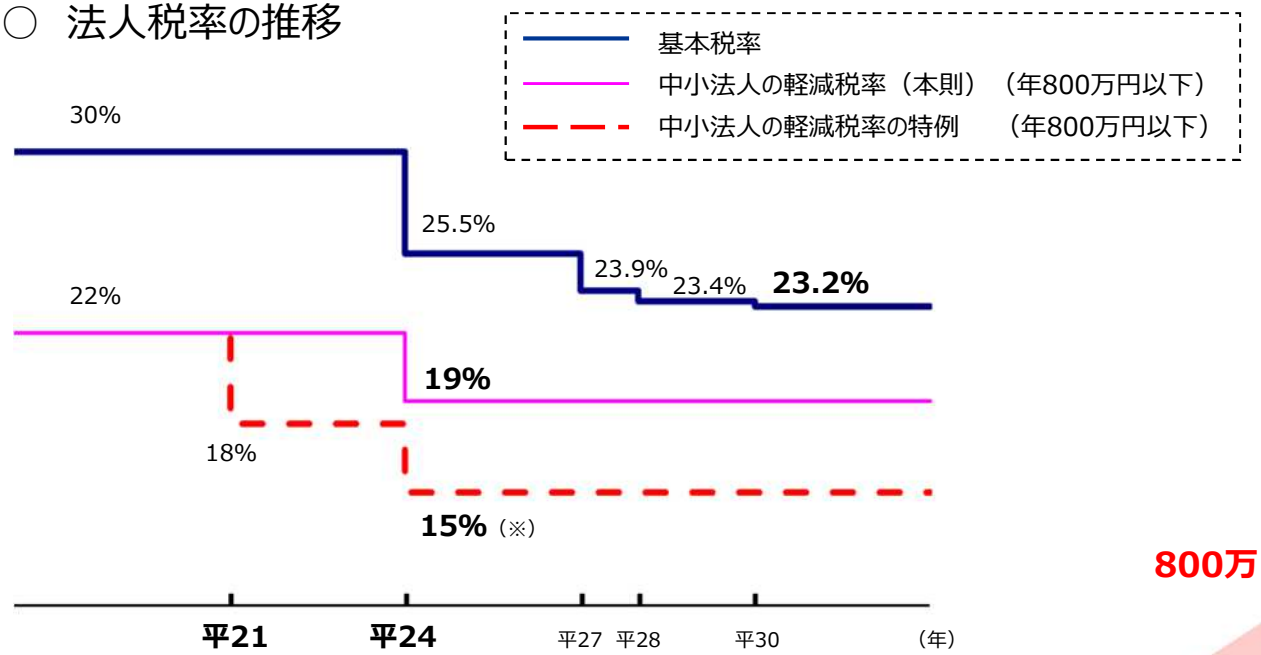
今回の特例税率の見直しの対象となる極めて所得が高い中小企業等の多数は、一定の要件の下で、中小企業経営強化税制の拡充措置を活用することができ、その場合、特例税率の見直しを大きく上回るメリットを受けることができる。こうした税制面での対応により、地域経済における前向きな投資を後押しする。

軽減税率の特例

○　中小企業の800万円までの所得に対しては、リーマンショックの際の経済対策として、租税特別措置において、**時限的な特例税率（19%⇒15%：▲４%）**が設けられている（１社当たり最大で**▲32万円の減税効果**）。

（※）令和７年度税制改正により、所得10億円超の中小企業には17%の税率が適用。

○　法人税率の推移

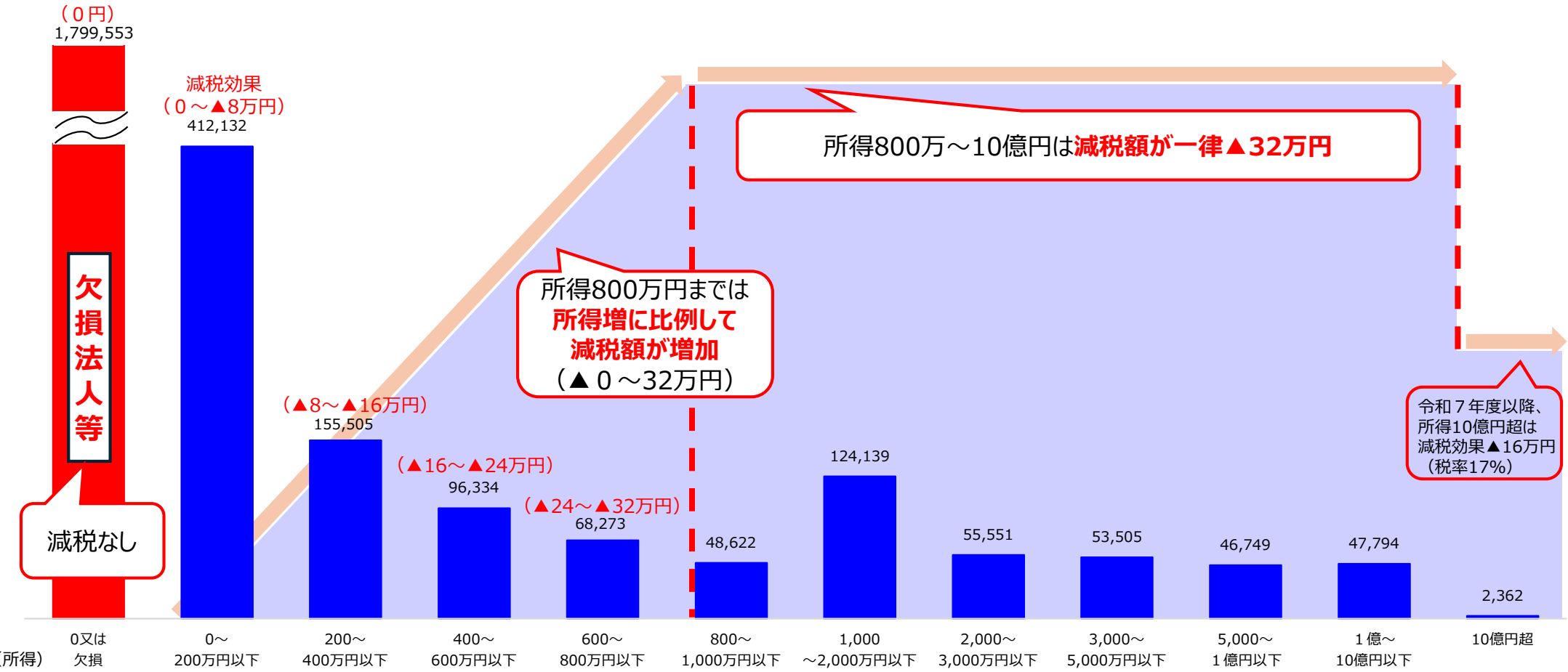


特例税率（19%→15%）の効果等

○ 時限的な特例税率（19%→15%）は、中小企業に**特定の行動変容（投資や研究開発など）を促す仕組みとはなっておらず**、**利益計上法人に対して、一律▲32万円等の減税効果**が生じるもの。

○ また、中小法人全体の６割を占める**欠損法人（約180万件）に対しては、効果が及ばない**。

Ｒ６分所得分布別　軽減税率の特例適用件数（計1,110,966件）



（注）法人住民税・地方法人税分を合わせると最大約38万円の減税メリットとなる。
（出所）租税特別措置の適用実態調査（令和６年度）（財務省）より、「会社標本調査（令和６年度）」（国税庁）

リーマン・ショック前との経済情勢等の比較

特例税率

○　軽減税率の特例の政策目的は、**中小企業の財務基盤等の強化**。未だ**１社当たり売上高**（KPI①）**がリーマン・ショック前の水準に戻っていない**ことを理由として**延長要望**がなされている。ただし、2006年の**最低資本金制度**（株式会社：1,000万円以上）**の廃止**もあり、**資本金の小さい法人数が増加**していることが背景にある。

○　**その他２つのKPI**（資金繰りDI・業況判断DI）は**既に達成済**となっているほか、**その他の財務関連指標**をみても**既にリーマン・ショック前と比べて大幅に改善**。

中小企業庁 税制改正要望（抜粋）

○　政策目的

中小企業は、我が国経済の基盤であり、地域経済の柱として多くの雇用を担う存在であることから、その活性化や競争率の向上を図るため、中小企業者等に係る法人税の軽減税率について、政策効果を高める観点から見直しを行った上で、その期限の２年間の延長を行い、中小企業者等の経営基盤を強化する。

○　施策の必要性

中小企業の経営状況については回復期にあり好転の兆しもあるが、人手不足、物高・価格転嫁が重荷になっている。中小企業の財務基盤を強化するためには、まずは中小企業全体に賃上げの波を広げ、生産性向上を促していくことが最重要課題である。

中小企業は我が国経済の基盤であり、地域経済の柱として、多くの雇用を担う存在であることから、中小企業者等に係る法人税の軽減税率の引き下げにより、キャッシュフローの改善と財務基盤の安定・強化を通じ、その活性化や競争力の維持・向上を図ることが必要である。

○　政策目標の達成状況

…他方で、１社当たり売上高については回復傾向にあるものの、人手不足や、中東情勢の緊迫化等を受けた物価高・資源高等の影響により、中小企業において厳しい収益環境となっているほか、各種経営課題も引き続き山積しているため、制度導入前の水準には達していない状況（2007年度：263.1百万円→2025年度：240.6百万円）。こうした状況下においてキャッシュフローの改善や財務基盤の安定等を図るために、法人税率の軽減が引き続き必要。

	2007年度（リーマン前）	2025年度（足元）
１社当たり売上高（KPI①）	**約2.6億円**	**約2.4億円** ↘
同（資本金1,000万円未満）	約6,940万円	約7,777万円 ↑
同（資本金1,000万円～１億円未満）	約5.4億円	約6.7億円 ↑
法人数シェア（資本金1,000万円未満）	58.7%	72.2% ↑
資金繰りDI（KPI②）	**▲23.7pt**	**▲13.1pt** ↑
業況判断DI（KPI③）	**▲32.6pt**	**▲17.1pt** ↑

（参考）KPI以外の財務関連指標

１社当たり経常利益	約507万円	約978万円 ↑
１社当たり現金・預金	約3,166万円	約5,966万円 ↑
１社当たり内部留保（利益剰余金）	約3,586万円	約6,724万円 ↑
自己資本比率	26.8%	39.8% ↑

（出所）資金繰りDI及び業況判断DIは「中小企業景況調査」（中小企業庁・中小企業基盤整備機構）、
その他は「法人企業統計調査（年次）」（財務省）。
（注）法人企業統計調査（年次）に基づくものは、資本金１億円未満、全産業（金融保険業を除く）に係る数値。

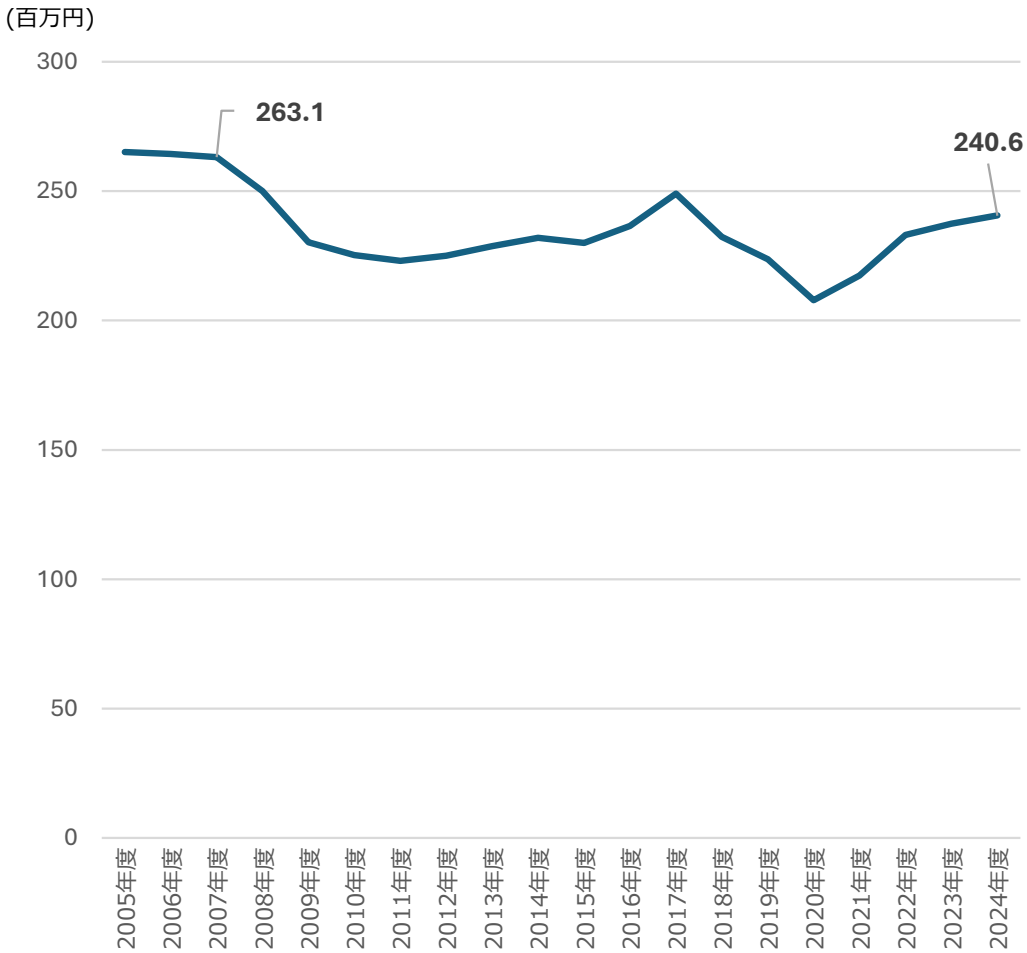
１社あたり売上が減少している要因

特例税率

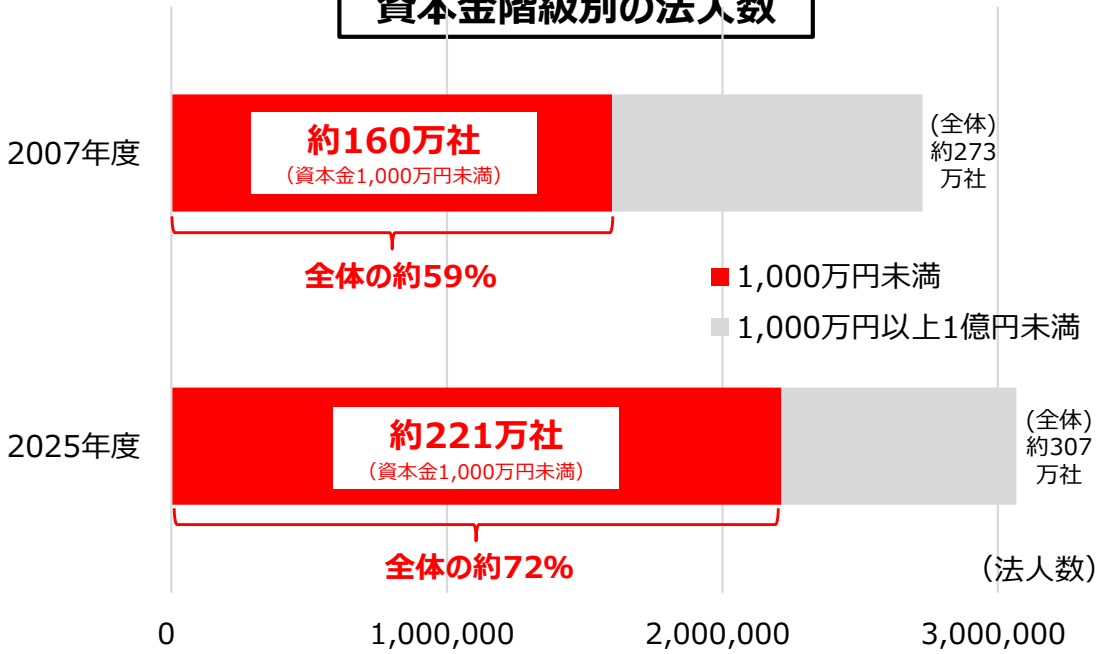
○　ＫＰＩ①の「１社当たりの売上高」は、**資本金規模が小さい法人数の増加**（※）によって押し下げられている。

※ 2006年５月：最低資本金制度の廃止（株式会社：1,000万円以上・有限会社：300万円以上）

中小企業の１社当たり売上高の推移



資本金階級別の法人数



資本金階級別の１社当たり売上高（再掲）

資本金階級	2007年度	2025年度
～1,000万円未満	**約6,940万円** （全体の約59%）	**約7,777万円** （全体の約72%）
1,000万円以上 ～1億円未満	約5.4億円 （全体の約41%）	約6.7億円 （全体の約28%）

（注） 全産業（除く金融保険業）の数値
（出所）「法人企業統計調査（年次）」（財務省）

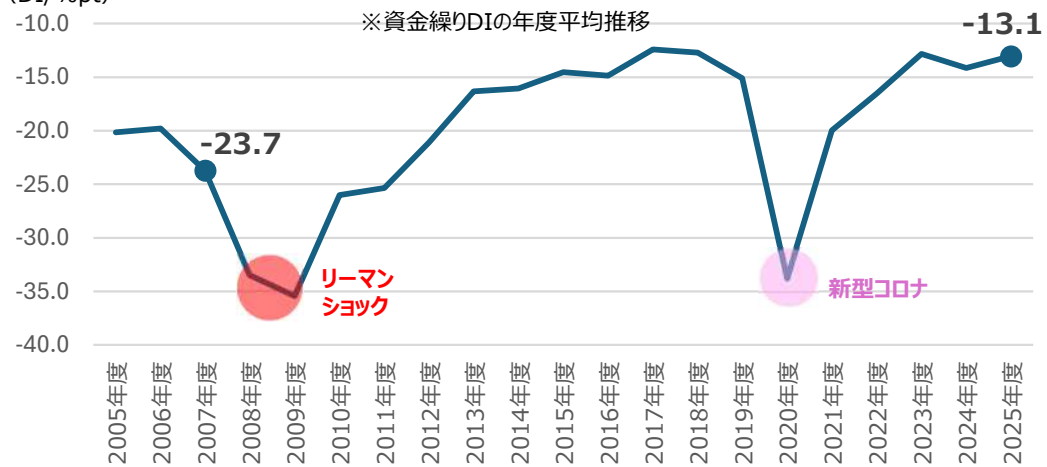
ＫＰＩ・現預金・内部留保・自己資本比率の推移

特例税率

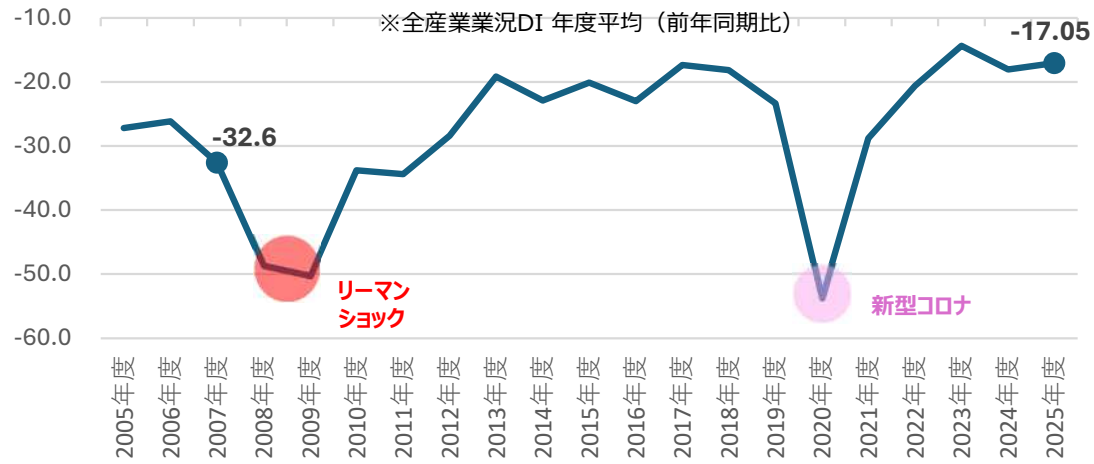
○ 残り２つのＫＰＩとされている**「資金繰りDI」、「業況判断DI」は既に達成**。

○ **現預金・内部留保（利益剰余金）はリーマン前後からほぼ倍増、自己資本比率は大企業と遜色ない水準**。

中小企業の資金繰りDI



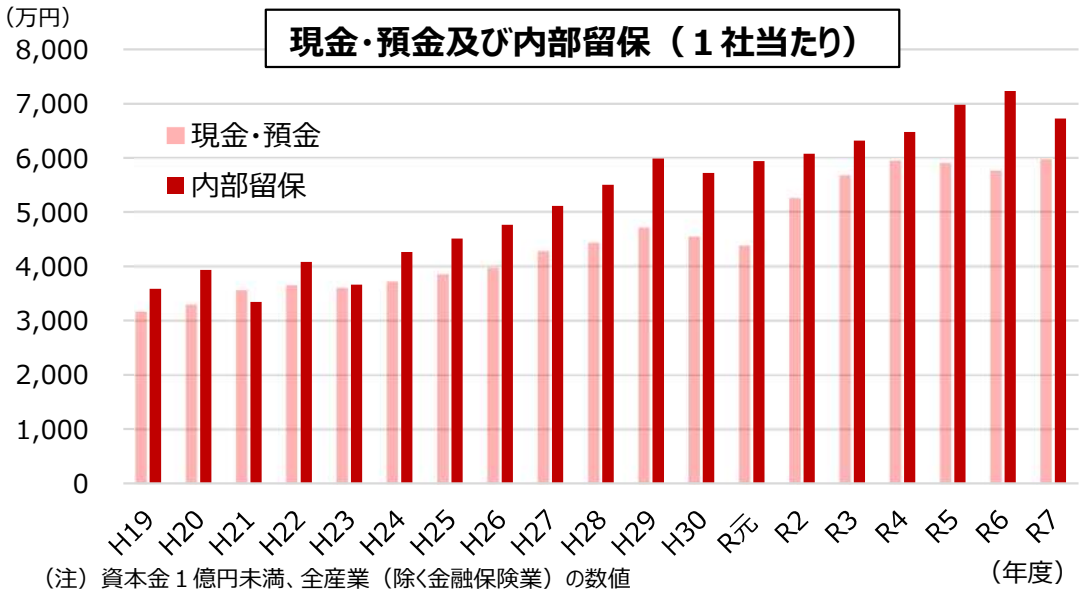
中小企業の業況判断DI



（出所）「中小企業景況調査」（中小企業庁・中小企業基盤整備機構）

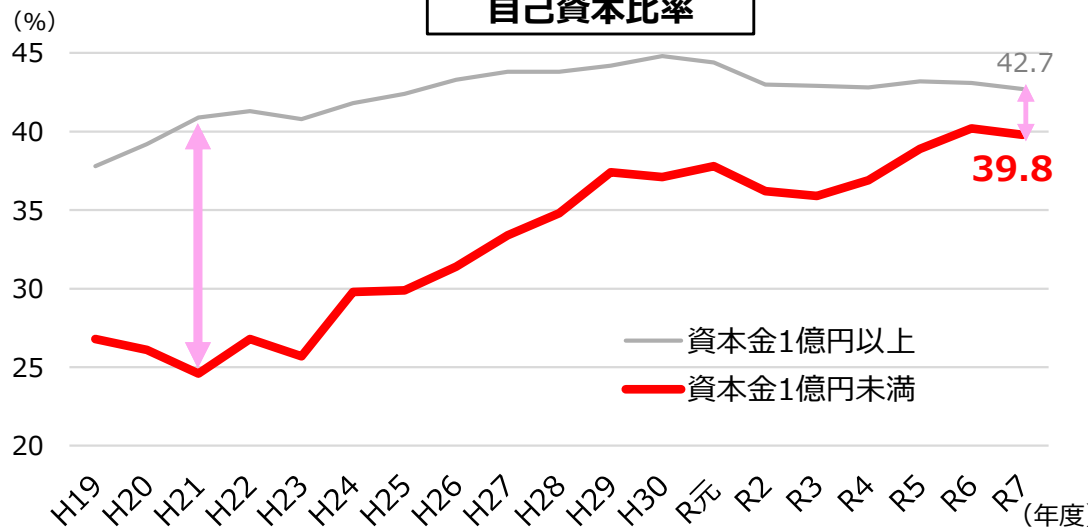
※ 中小企業基本法第2条第1項の規定に基づく中小企業者を対象に、各年度の4四半期（4～6月期、7～9月期、10～12月期、1～3月期）の全産業DI値を単純平均して算出。

現金・預金及び内部留保（１社当たり）



（注）資本金１億円未満、全産業（除く金融保険業）の数値
（出所）「法人企業統計調査（年次）」（財務省）

自己資本比率

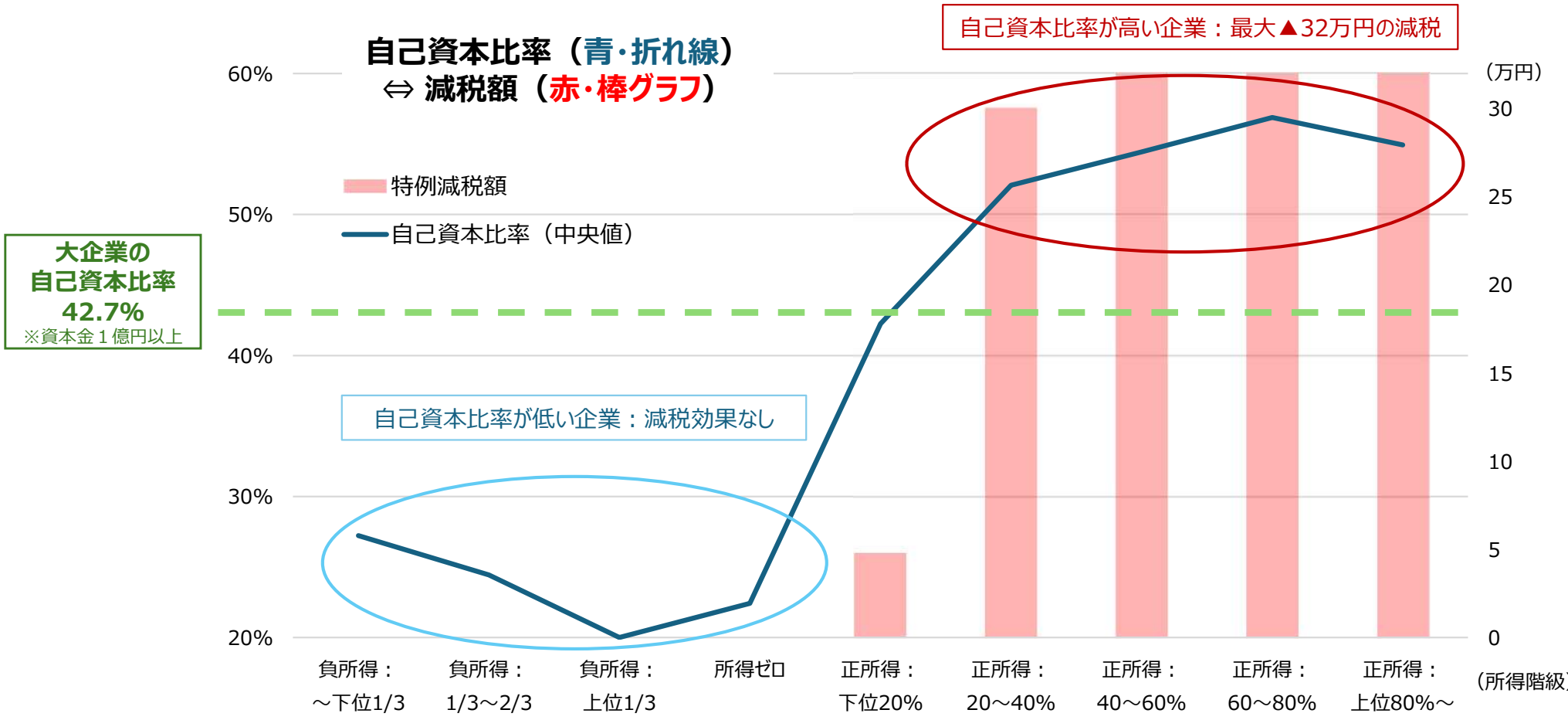


(注) 全産業（除く金融保険業）の数値
(出所)「法人企業統計調査（年次）」（財務省）

軽減税率の特例の適用法人の特徴

特例税率

○　軽減税率の特例は、中小企業の財務基盤強化を目的としているものの、**元々財務基盤が弱い、自己資本比率が低い法人（欠損法人等）には減税効果が及ばない**。



（備考）

- 仮に18年間（2009～26）に渡り、▲32万円の減税メリットを受けても**▲576万円**。
- 平均的な中小企業（※）を前提に試算すると、自己資本比率を25%⇒55%程度（上図の所得下位⇒上位）まで引き上げるには、自己資本を**約1.7億円**充実させる必要。

（※）法人企業統計における資本金１億円未満の企業

（注）対象事業年度は2024年度とし、グループ通算適用法人及び税法上の非中小法人に該当する法人は除外の上、「法人企業統計」（財務省）の個票データと接続可能な法人を分析対象としている。
（出所）法人税の申告データ及び「法人企業統計」（財務省）の個票データを基に、財務省で作成。

投資促進税制

前回（第７回 税制のEBPMに関する専門家会合）におけるご意見

軽減税率の特例

○　**軽減税率の特例**のような**幅広い減税措置には副作用**があり、**若くて成長力のある企業の参入や成長を妨げ**、**経済全体の生産性・新陳代謝を落としてしまう**。

○　**リーマン・ショック対応**として導入された措置が**長期間続いている**ことは、非常に大きな問題であり、**世界的にみても異常**。リーマン・ショック対応として導入された元々のいきさつから、ロジックモデルを変えて**ダラダラと延長するのではなく、仕切り直すべき**。

○　リーマン・ショック時とは異なり、**中小企業の資金繰り環境は既に正常化**しており、**本来は廃止が適当**。

投資促進税制

※中小企業投資促進税制・中小企業経営強化税制

○　労働供給制約社会において、**中小企業の稼ぐ力を高める**ことは重要。設備投資促進は重要だが、**現行の税制**は、**基準が緩すぎて生産性向上に繋がっていない**疑念があり、**インセンティブ機能を強化**する必要。

○　経営強化税制の**A類型**について、新しい機械を更新すれば大概１％以上は上がるはずであり、**基準が緩すぎる**。

中小企業向け設備投資促進税制と投資・労働生産性の推移

○ 中小企業向けの設備投資促進税制は、あくまでも、**生産性向上**を促すための措置。

○ 大企業に比して**設備投資は堅調**だが**新規事業への投資は概ね横ばい**であり、**労働生産性の伸びは鈍い**。

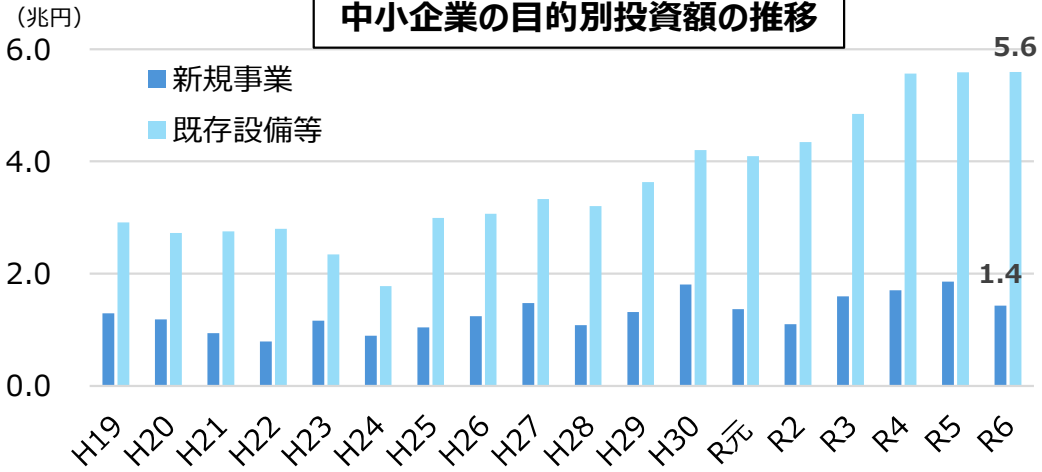
中小企業投資促進税制 H10～（29年前）

⇒「総合経済対策」（H10.4）の一環で、１年間の時限措置として創設。その後も、**生産性向上を促進**する観点から、15度延長等。

中小企業経営強化税制 H29～（10年前）

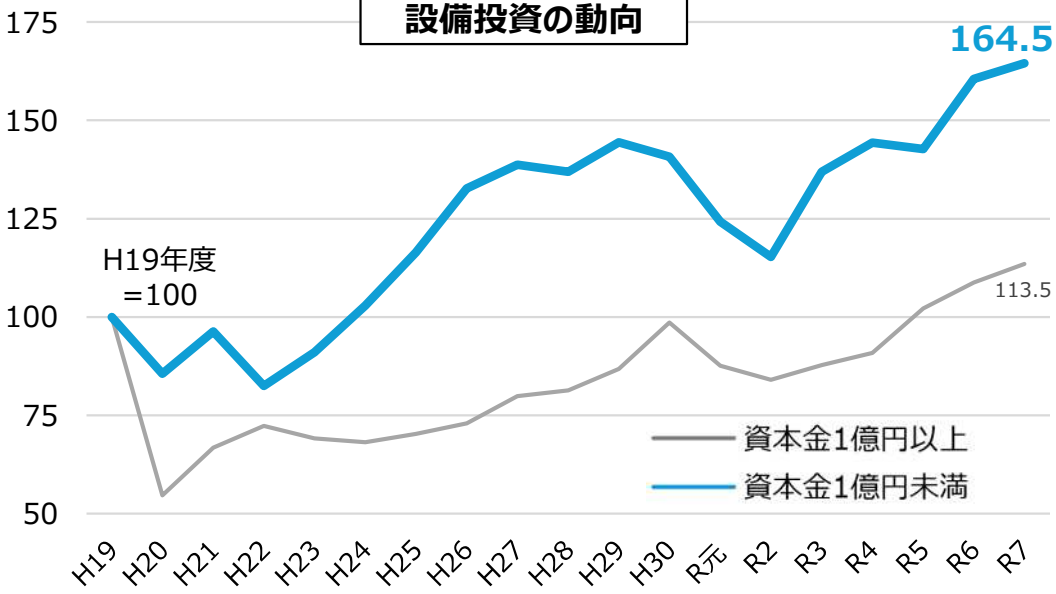
⇒ 消費税率引上げに伴う経済対策と成長力強化のための総合的な対策として前身制度が創設。同制度廃止後も、中小向けは**生産性向上を促進**する観点から継続。

中小企業の目的別投資額の推移



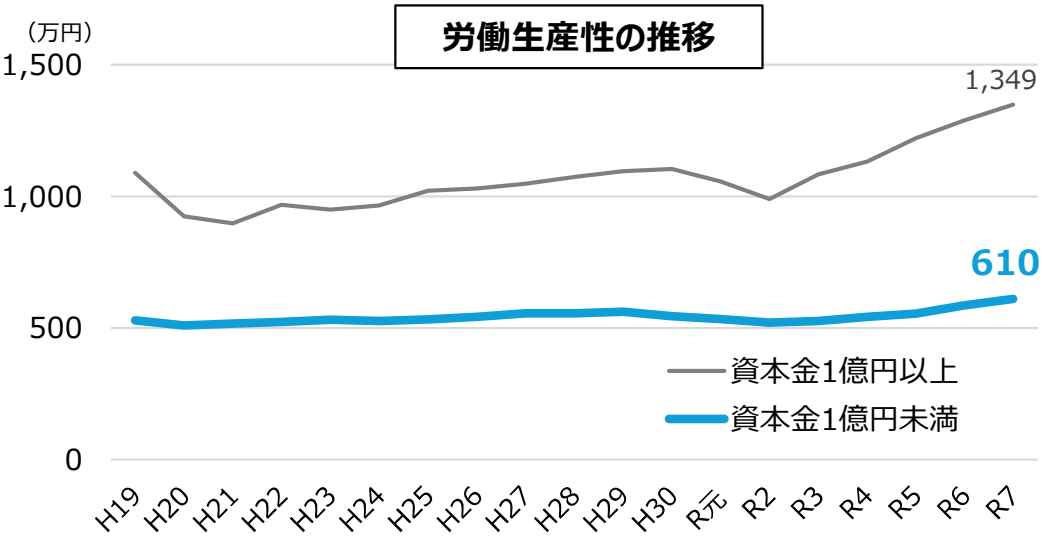
（注１）資本金１億円以下の法人を集計している。
（注２）新規事業への投資とは「新規事業部門への進出・事業転換・兼業部門の強化など多角化」を目的とした投資、既存設備等への投資とは「既存建物・設備機器等の維持・補修・更新」を目的とした投資。
（出所）「中小企業実態基本調査」（中小企業庁）

設備投資の動向



（出所）「法人企業統計年報」（財務省）※金融・保険業を除く全産業。

労働生産性の推移



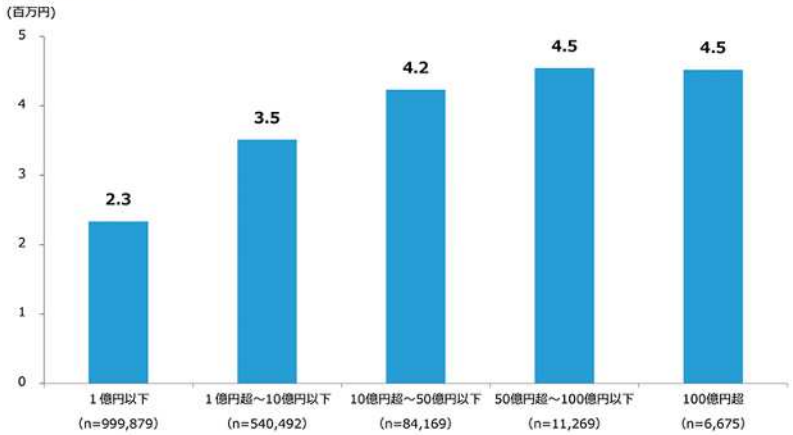
（注１）労働生産性とは、一人当たりの付加価値額をいう。
（注２）全産業（金融保険業を除く。）の数値。
（出所）「法人企業統計調査（年次）」（財務省）

スケールアップと賃金の関係（中小企業白書の分析）（再掲）

投資促進

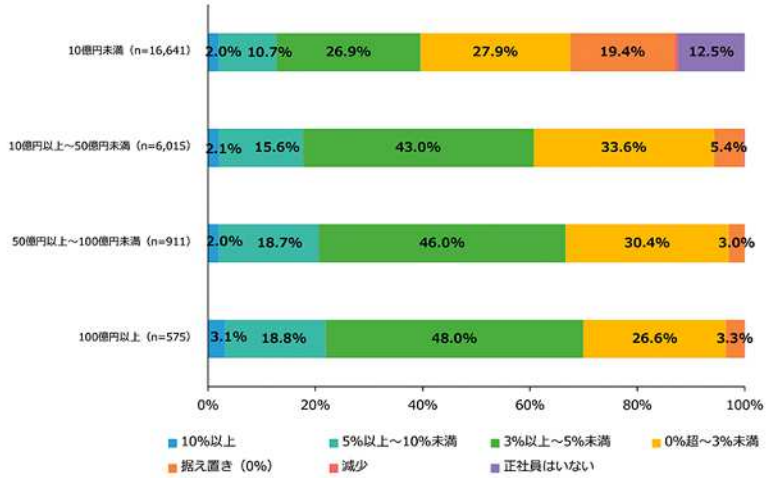
○ 「**賃上げ・投資を積極的・継続的に行う**には、**一定の企業規模への成長が必要**」（中小企業白書2025）。
○ また、同白書は、**スケールアップを実現するための手段**として、**投資行動（設備投資等）**と海外展開に焦点を当て、それらが「スケールアップに繋がっている可能性を確認した」としている。

第2-2-1図 従業者一人当たり人件費（スケール別）



資料：中小企業庁「中小企業実態基本調査」（令和４年度決算実績）再編加工
（注）1.従業者一人当たりの人件費は、人件費総額を従業者数で除して算出している。人件費総額は売上原価うち労務費、販売費及び一般管理費うち人件費の合計である。
2.法人企業を対象に集計している。また、標本調査である関係上、本分析のnは推計値である。

第2-2-2図 賃上げ率（2024年における正社員一人当たりの平均賃金、スケール別）



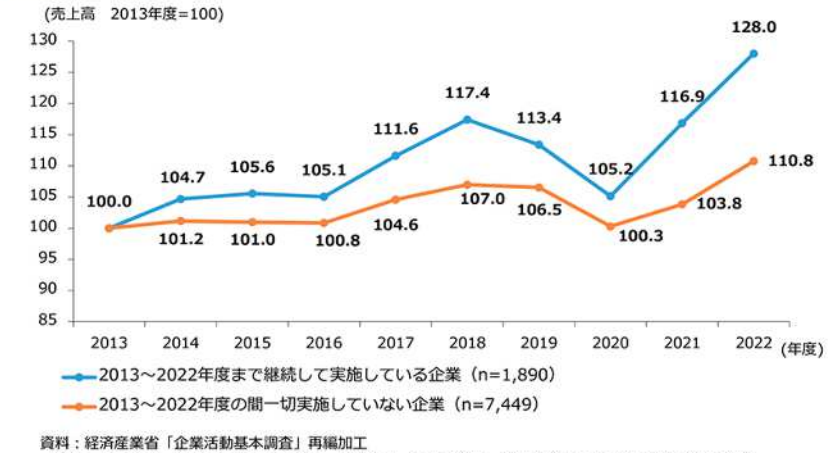
資料：（株）帝国データバンク「令和６年度中小企業の経営課題と事業活動に関する調査」
（注）1.正社員（経営者、役員、パート・アルバイト、派遣・下請従業員等を含まない）一人当たりの平均賃金について聞いたもの。
2.スケールは、回答時点（今期見通し）のもの。

第2-2-16図 売上高の推移（設備投資の実施有無別）



資料：経済産業省「企業活動基本調査」再編加工
（注）1.パネルデータを基に算出している。パネルデータの詳細は、第２部第２章第２節冒頭の脚注を参照。
2.ここでいう「設備投資の実施」とは、「有形固定資産当期取得額」が同期の売上高の10%より大きい場合をいう。
3.2017年度の数値を100として、2013年度から2022年度までの変化を見たもの。

第2-2-88図 売上高の推移（直接輸出の実施有無別）



資料：経済産業省「企業活動基本調査」再編加工
（注）1.パネルデータを基に算出している。パネルデータの詳細は、第２部第２章第２節冒頭の脚注を参照。
2.ここでいう「直接輸出の実施」とは、「売上高、うちモノの輸出額」が０（調査票上の単位は百万円）より大きい場合をいう。
3.2013年度の数値を100として比較した、2013年度から2022年度までの変化を見たもの。

中小企業向けの投資促進税制の概要

○　中小企業の生産性向上等の観点から、中小企業向けの投資促進税制としては、以下の措置が講じられている。

- 中小企業投資促進税制：幅広い資産に対して特別償却（30%）又は税額控除（7%）を認めるもの
 ※ 設備投資を行う前の**計画認定等は不要**であり、事後的な税務申告を行えば適用が可能
- 中小企業経営強化税制：生産効率の改善等が見込まれる等の計画認定に基づく投資に対して、即時償却又は税額控除（７%or10%）を認めるもの　※ **適用法人数の約９割がA類型**

即時償却
税額控除
7% or 10%※1

中小企業経営強化税制

中小企業等経営強化法の認定計画に基づく設備投資が対象

対象設備：機械装置、工具、ソフトウェア、器具備品、建物附属設備及び建物（建物はE類型のみ。）※2

生産性向上設備（A類型）	収益力強化設備（B類型）	経営資源集約化設備（D類型）	経営規模拡大設備（E類型）
経営力向上の指標（単位時間当たり生産量、歩留まり率又は投入コスト削減率）が**旧モデルと比較して年平均１%以上向上**する設備	投資利益率が７%以上の投資計画に係る設備	修正ROA又は有形固定資産回転率が一定以上上昇する設備	**投資利益率が７%以上**となること及び**売上高100億円超を目指すこと等の経営規模拡大**要件を満たす投資計画に係る設備

特別償却 30%
税額控除 ７% ※1

中小企業投資促進税制

対象設備：機械装置、測定工具・検査工具、ソフトウェア、貨物自動車、船舶

※１　資本金3,000万円以下の法人に適用
※２　E類型における建物等は、賃上げ率2.5%以上の場合、特別償却（取得価額の15%）又は税額控除（取得価額の１%）の選択適用、賃上げ率５%以上の場合、特別償却（取得価額の25%）又は税額控除（取得価額の２%）の選択適用。

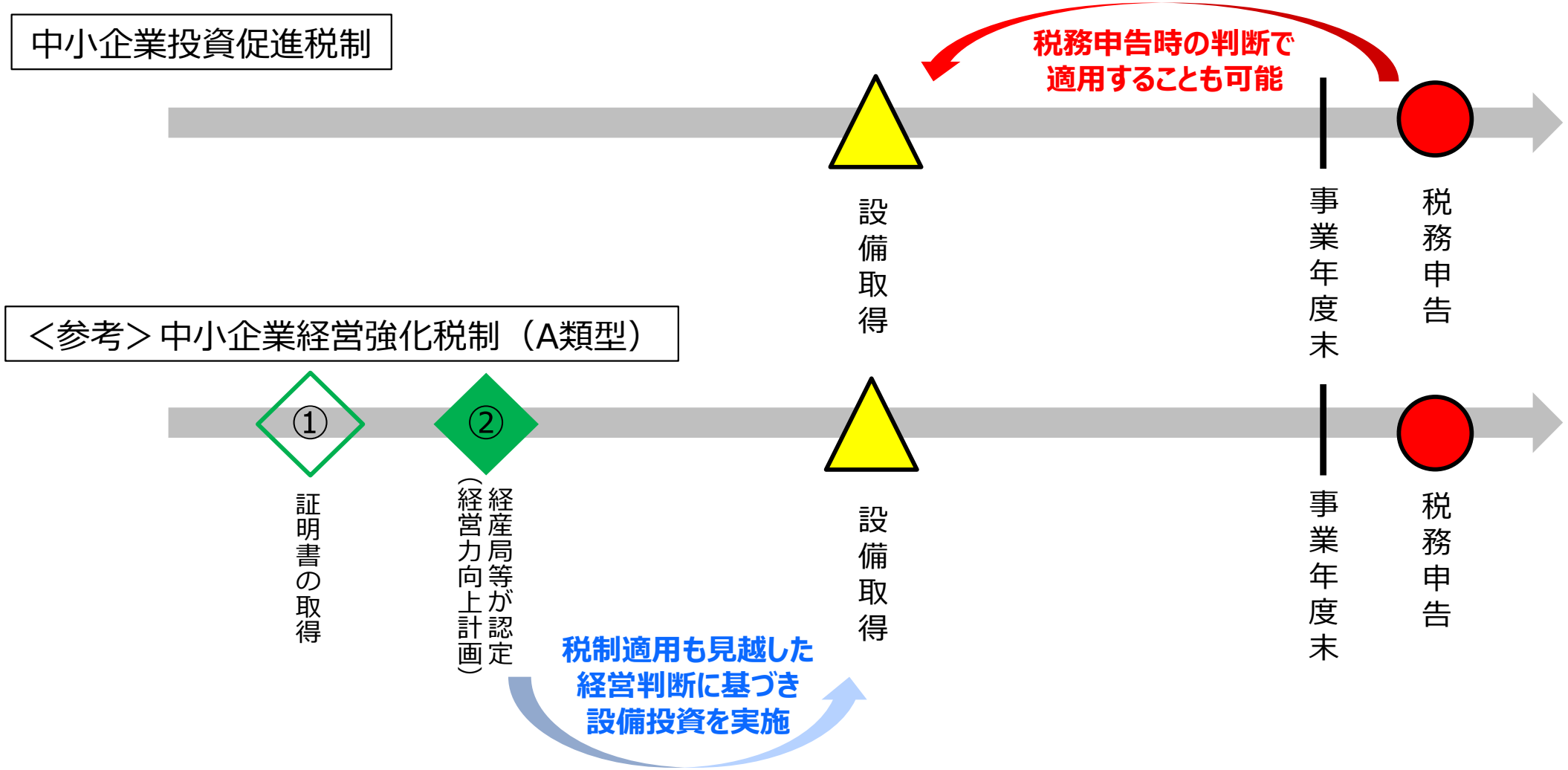
（注１）A類型における工具は、測定工具又は検査工具に限る。
（注２）税額控除の上限：中小企業投資促進税制と中小企業経営強化税制とを合わせ、法人税額の20%を上限とする。

中小企業投資促進税制の適用プロセス

投資促進

○　中小企業投資促進税制は、**対象設備に実質的な限定がなく**、同税制の適用を受けようとする場合、事業年度終了後の税務申告を行えば足り、**設備投資を行う前に本税制を利用するという経営判断を行うことは、制度上、担保されていない**。

○　こうした制度設計が前提の場合、**税制がインセンティブ（呼び水）となって設備投資を実施したか否かが判別できず**、**政策効果の測定そのものが不能**であり、これはEBPMの観点からも適当でない。



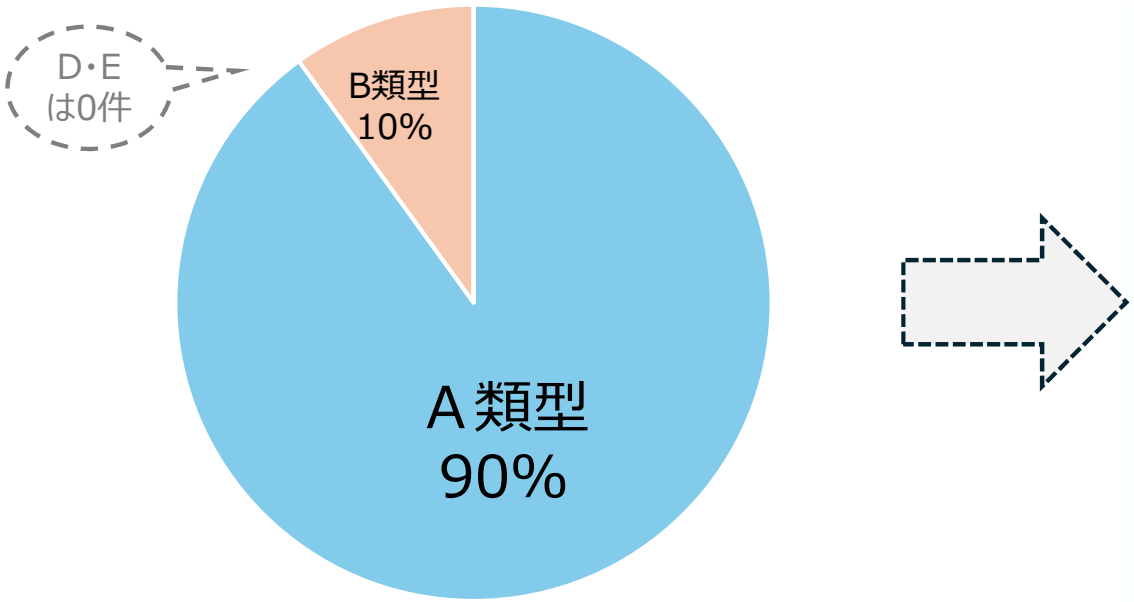
中小企業経営強化税制の適用状況

投資促進

○　経営強化税制の適用法人数は、**約９割がA類型（生産性向上設備）に偏重**しており（左図）、Ｄ類型（経営資源集約化設備）及び**Ｅ類型（経営規模拡大設備）の適用法人数はこれまで０件**。

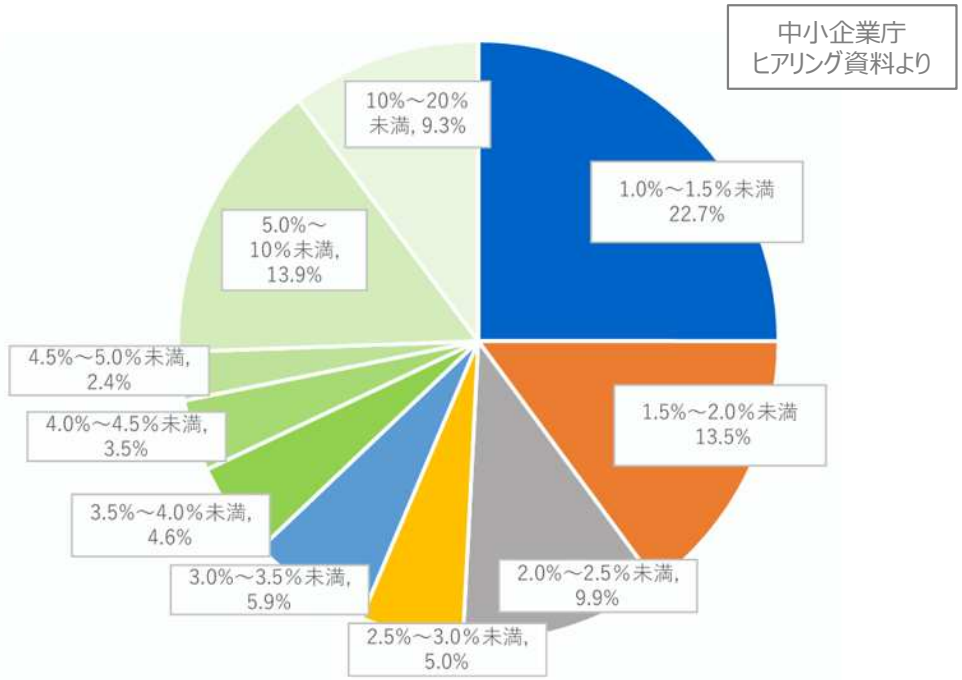
○　**Ａ類型**に関しては、要件である**生産性１%以上向上の水準を大きく上回る設備が多くの割合を占める**（右図）。

経営強化税制の類型別適用法人数の割合（令和７年度）



（注）経営力向上計画認定実績を元に、適用実態調査･中小企業実態基本調査などを用いて推計（経済産業省調）。

生産性向上率の分布（A類型 対象設備）



（資料）工業会向けアンケート調査より作成
※各工業会に対して実施したアンケート調査の結果について、
工業会別の令和7年度の証明書発行件数を用いて加重計算したもの。

（参考）A類型に対する解説の一例（抜粋）

※ 中小企業経営強化税制について解説をしているウェブサイトより引用。

「正直なところ、A類型の経営力向上計画については、**あまりクオリティの高くない記載内容でも認定は通ってしまう**ような印象です。また、投資効果の計画数値についても、事後的に実績との比較をするといったことは基本的に行われません。そのため、**申請書の様式の作成については、そこまで神経質になる必要はない**と感じています。」

「私の経験では、**A類型は設備メーカーが主導してくれるので、他の類型に比べて手続きの負担が軽い**印象です。弊社でもソフトウェアの導入時にA類型を活用しましたが、**メーカーに証明書の取得を依頼してからはほぼ待つだけ**で済みました。」

（参考）大胆な設備投資促進税制

投資促進

○　令和８年度税制改正で、大胆な設備投資促進税制を創設。中小企業の適用も前提に制度設計をしている。

対象業種

全ての業種を対象。

対象資産

既存の税制では対象とならないような大規模かつ高付加価値の投資を推進する観点から、産業競争力強化法の確認手続きを経た設備投資計画に基づき取得した設備等を対象。

- 生産等に必要な以下の設備等

① 機械装置　１台又は１基の取得価額が160万円以上のもの
② 工具及び器具備品　それぞれ１台又は１基の取得価額が120万円以上のもの（それぞれ１台又は１基の取得価額が40万円以上で、かつ、一事業年度におけるその取得価額の合計額が120万円以上のものを含む。）
③ 建物　一の取得価額が1,000万円以上のもの
④ 建物附属設備及び構築物　それぞれ一の取得価額が120万円以上のもの（建物附属設備については、一の取得価額が60万円以上で、かつ、一事業年度におけるその取得価額の合計額が120万円以上のものを含む。）
⑤ ソフトウエア　一の取得価額が70万円以上のもの

- 投資下限額：35億円以上（**中小企業者等については５億円以上**）
- ROI水準：15%以上

措置内容

➢ 即時償却又は税額控除率７％（建物、建物附属設備、構築物は４％）

※ 控除上限：法人税額の20%

➢ 事業環境の急激な変化による影響への対応（繰越税額控除）

※ 輸出入取引にかかる条件の著しい変化など事業環境の急激な変化による影響への対応を行うための計画の認定を受けた事業者について、最大３年間の繰越が可能。

措置期間

令和11年３月31日までの間に設備投資計画につき産業競争力強化法の確認を受けた者が、その確認を受けた日から５年を経過する日までの間に取得等をし、事業の用に供した設備等を対象。

他の設備投資税制の適用

本措置の適用を受ける場合、投資計画期間中は地域未来投資促進税制、中小企業経営強化税制及びカーボンニュートラルに向けた投資促進税制の設備投資税制は適用しない。
また、戦略分野国内生産促進税制の控除上限となる生産設備の額から、本措置の適用を受けた資産の取得価額を除くこととする。

（参考）投資や賃上げに向けた行動変容を促す措置

８改正

○ **投資や賃上げに消極的な企業の行動変容を促す**ため、**租税特別措置（特定の税額控除規定）の不適用措置**について、**要件の強化及び不適用の対象措置を拡充**する。

※ 適用期限を令和11年3月31日まで延長（大胆な投資促進税制については、令和16年3月31日まで）

収益が拡大しているにもかかわらず、賃上げ・投資に消極的な大企業
- 研究開発税制：下記①～③の全てを満たす大企業
- **その他の措置 ：下記①及び②又は①及び③を満たす大企業**

①所得金額：対前年度比で増加

②継続雇用者の給与等支給額

足もとの賃上げの状況を踏まえ、以下の通り見直し

・大企業（下記以外の場合）
：**対前年度増加率１％未満**（改正前：対前年度以下）

・大企業（資本金10億円以上かつ常時使用従業員数1,000人以上、または常時使用従業員数2,000人超で、前年度が黒字の場合）
：**対前年度増加率２％未満**（改正前：１％未満）

③国内設備投資額：

・大企業（下記以外の場合）
：当期の減価償却費の３割以下

・大企業（資本金10億円以上かつ常時使用従業員数1,000人以上、または常時使用従業員2,000人超で、前年度が黒字の場合）
：当期の減価償却費の４割以下

不適用

特定の税額控除
（以下の税額控除）

・研究開発税制
・地域未来投資促進税制
・カーボンニュートラルに向けた投資促進税制

＋

【改正内容：次の措置を追加】

・研究開発税制（戦略技術領域型）※

・大胆な投資促進税制（即時償却を含む）※

※繰越控除は除く。

※ 戦略分野国内生産促進税制の不適用要件についても同様の見直し
下記**①及び②又は①及び③**を満たす企業は不適用（繰越控除は除く。）
① 所得金額：対前年度比増加
② 継続雇用者給与等支給額
：**対前年度増加率２％未満**（改正前：１％未満）
③ 国内設備投資額：当期の減価償却費の4割以下